

いのち支える山形市自殺対策計画

～『誰も自殺に追い込まれることのない山形市』の実現へ～

2019(平成31)年3月



山形市

はじめに

人の「いのち」は何ものにも代えがたいものです。また、自殺は、本人にとってこのうえない悲劇であることはもちろん、家族や周りの人々に大きな悲しみと生活上の困難をもたらし、社会全体にとっても大きな損失となります。

全国の自殺者数は、平成10年以降の3万人を超える状態から、毎年減少傾向に転じておりますが、依然として2万人を超えております。

山形市における自殺者数は、平成21年の61人をピークに減少しておりますが、毎年40人ほどの市民の皆様尊い命が失われています。

自殺に至る背景には、こころの問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など様々な社会的要因があることが知られており、自殺対策は、地域の様々な課題に総合的に取り組まなければならない問題であります。

国では、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、平成28年3月に「自殺対策基本法」を改正し、生きることの包括的な支援を盛り込むなど、自殺対策の施策が拡充されました。また、都道府県と市町村は、「地域自殺対策計画」をそれぞれ策定することとなりました。

これを受け、本市では、山形市における自殺の現状から特徴や課題をとらえ、市を挙げて「生きるための包括的支援」を推進していく「いのち支える山形市自殺対策計画」を策定しました。

この計画は、『誰も自殺に追い込まれることのない山形市』の実現を基本理念とし、「いのちを支える取り組みの充実」や「関係機関の機能強化およびネットワーク体制の構築」など5つの項目を基本施策とし、本市の自殺の特徴を踏まえた具体的取組のうち、「勤務・経営問題」、「高齢者」、「生活困窮者」、「無職者・失業者」の4項目を自殺対策の重点施策として掲げました。

この計画を実現するため、行政をはじめ関係機関・団体と連携・協働し、包括的な生きる支援により、自殺対策を総合的に推進するとともに、市民の皆様全てが、かけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望をもって暮らすことができるまちづくりを目指してまいりたいと考えておりますので、皆様には、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見とご提案をいただきました「山形市自殺対策計画策定検討会議委員」の皆様をはじめ、ご協力をいただきました多くの皆様から感謝を申し上げます。

平成31年3月

山形市長 佐藤孝弘



目次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～2
- 3 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 計画の数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 山形市における自殺の現状と課題

- 1 自殺者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 自殺死亡率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 「地域自殺実態プロファイル（2017）」における山形市の自殺の主な特徴・・ 7～10
- 4 年齢階級別の死因順位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 5 原因・動機別の傾向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 6 自傷行為による性別・年代別救急出動件数・・・・・・・・・・・・ 12
- 7 心の健康・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 8 山形市のその他の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14～17
- 9 本市の自殺の現状と特徴を踏まえた今後の課題・・・・・・・・・・ 18～20

第3章 山形市における自殺対策の基本理念

- 1 自殺対策の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21～22

第4章 いのち支える山形市自殺対策の施策

- 1 施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 2 基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24～42
 - 1) 自殺の実態を明らかにし、効果的な対策を企画・実施する・・ 24
 - 2) 気づき、見守る人材を育成する・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25～26
 - 3) 市民への啓発・周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27～28
 - 4) いのち支える取組の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29～40
 - 5) 関係機関の機能強化及びネットワーク体制の構築・・ 41～42
- 3 重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43～50
 - 1) 勤務・経営問題に関わる自殺対策・・・・・・・・・・・・・・ 43～44
 - 2) 高齢者の自殺対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45～46
 - 3) 生活困窮者の自殺対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47～48
 - 4) 無職者・失業者の自殺対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49～50

第5章 山形市における自殺対策の推進体制

- 1 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- 2 推進主体の基本的な役割・推進体制イメージ図・・・・・・・・・・ 51～53

資料集

- （資料1）山形市自殺対策計画策定検討会議開催要綱・・・・・・・・・・ 1～2
- （資料2）山形市自殺対策推進庁内連絡会議設置要綱・・・・・・・・・・ 1～2
- （資料3-①）生きる支援の関連事業一覧（庁内の取組）・・・・・・・・ 1～10
- （資料3-②）生きる支援の関連事業一覧（地域の関係機関及び団体の取組）・・ 1～10

- 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～3

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は、厚生労働省人口動態統計によると、平成10年から前年より一挙に約8,000人増加し、3万人を超えました。平成18年10月に自殺対策基本法が施行され、国を挙げて自殺対策を推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあります。しかし、それでも毎年約2万人を超える自殺者があり、人口10万人当たりの自殺による死亡率（以下「自殺死亡率」という。）は欧米の先進諸国と比較すると、突出して高い水準にあります。

山形県の自殺者数は、平成18年の381人をピークに年々減少傾向にあり、平成28年は年間220人となっていますが、自殺死亡率は平成29年概数では全国ワースト7位となっています。本市の自殺死亡率は国（16.8）、県（19.9）と比べ低く、平成28年では14.6となっています。しかし、自殺者数は経年的にみると増減を繰り返し年間40人前後で推移しており、決して減少しているとは言い難い状況にあります。

平成18年10月に施行、平成28年4月に改正された自殺対策基本法は、「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする」とうたっています。改正自殺対策基本法では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、生きることの包括的な支援を盛り込み、施策が拡充されています。また、政府は政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（自殺総合対策大綱）を定めること、都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、都道府県自殺対策計画を定めることとされました。また、市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、市町村自殺対策計画を定めることとされています。

こうしたことから、本市では、「山形市自殺対策計画検討会議」及び「山形市自殺対策推進庁内連絡会議」を中心に、市民や専門分野の協力を得て、本市における自殺対策に関する現状と課題、施策の方向性を明確にし、自殺対策を総合的かつ計画的に推進するために「山形市自殺対策計画」を策定しました。本計画に基づき、国、県、保健・医療・福祉・教育・労働等の各関係機関、民間支援団体、企業、地域社会が一体となって、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進していきます。

2 計画策定の背景

(1) 国の取組

平成18年6月「自殺対策基本法」が制定され、翌年19年に自殺対策に関する国の指針である「自殺総合対策大綱」が制定されました。平成24年には、これが全面改定され、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。その後、平成28年3月には自殺対策基本法の大改正があり、自殺対策は「生きることの包括的な支援」であり、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指すことがうたわれ、都道府県のみならず市区町村にも「自殺対策計画の策定」が義務付けられました。

平成29年4月には、全国の市町村（特別区を含む）を対象に、「モデル市町村計画策定事業」を実施し、自殺総合対策推進センターやNPOライフリンク等と連携しながら、「生きることの包括的な支援」の実践につながる地域の自殺対策モデルの構築を行いました。

平成29年7月には「自殺総合対策大綱の抜本的な見直し」により、生きることの包括的支援を地域レベルの実践的な取組として、PDCA（*）サイクルを通じて推進することや、関連施策との有機的な連携を強化し総合的に推進することがうたわれました。また、重点施策として、社会全体の自殺リスクの低下や子ども・若者の自殺対策並びに勤務問題による自殺対策の更なる推進を追加しました。

平成29年11月には、策定が義務付けられた地域自殺対策計画を全国の自治体が地域の実情に合わせ、総合的かつ計画的な計画を策定するための支援として、「自殺対策計画策定の手引き」を作成しました。

（2）県の取組

山形県においては、平成30年3月に「いのち支える山形県自殺対策計画」を策定し、地域における自殺対策の取組を推進しています。

（3）本市の取組

平成14年度より山形市健康づくり計画「健康づくり山形21」においてこころの健康づくりを推進しています。また、平成21年度より国の自殺対策緊急強化事業として、対面相談事業の強化や、相談を受ける人材育成、ゲートキーパーの養成、講演会等による啓発普及事業を実施してきました。平成22年以降、自殺対策関係課等連絡会議を毎年開催し、庁内の自殺対策関連の情報交換、情報共有を図っています。平成26年度より高校生を対象とするDVに関する出前講座の開催、DV防止の啓発普及、小・中学生を対象とした青少年悩み事相談など、若年層を対象とした自殺予防対策を強化するとともに、自殺防止に係る人材を養成するため、ゲートキーパー（*）講座を継続して実施しています。

（4）国における自殺対策の基本理念

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています（図1）。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません（自殺対策基本法第2条）。自殺対策基本法は、第1条において、「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする」とうたっています。我が国の自殺対策は、全ての人がかげがえのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指しています。

4 計画の期間

2019（平成31）年度から2023（平成35）年度までの5年間とします。

国の自殺対策の指針を示した自殺総合対策大綱がおおむね5年に一度を目安として改定されていることから、国の動きや自殺の実態、社会状況の変化等踏まえる形で、5年に一度を目安として内容の見直しを行います。

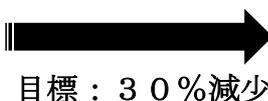
5 計画の数値目標

自殺対策基本法で示されているように、自殺対策を通じて最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。国は、平成29年7月に閣議決定した「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」において、2026年（平成38年）までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を2015年（平成27年）と比べて30%以上減少させることを、政府の進める自殺対策の目標として定めています。

こうした国の方針を踏まえつつ、本市では当面の目標値として、2015年（平成27年）の年間の自殺死亡率16.7を、2026年（平成38年）までにおおむね30%程度、すなわち自殺死亡率を11.7まで減少させることを目指します。

【自殺対策と通じて達成すべき当面の目標値】

山形市の現状（平成27年）	
自殺死亡率	16.7



目標（平成38年）	
自殺死亡率	11.7

（参考）山形県 … 21.7

（参考）山形県… 15.0以下

【目標の見通し（山形市）】

	現状（平成27年）	2023年（平成35年）	2026年（平成38年）
自殺死亡率	16.7	14.2	11.7

第2章 山形市における自殺の現状と課題

1 自殺者数の推移

山形市の自殺者数は、平成19年、平成21年の61人をピークにやや減少傾向ではあるが、経年的に見ると増減を繰り返しており、減少傾向にあるとは言い難い状況です。

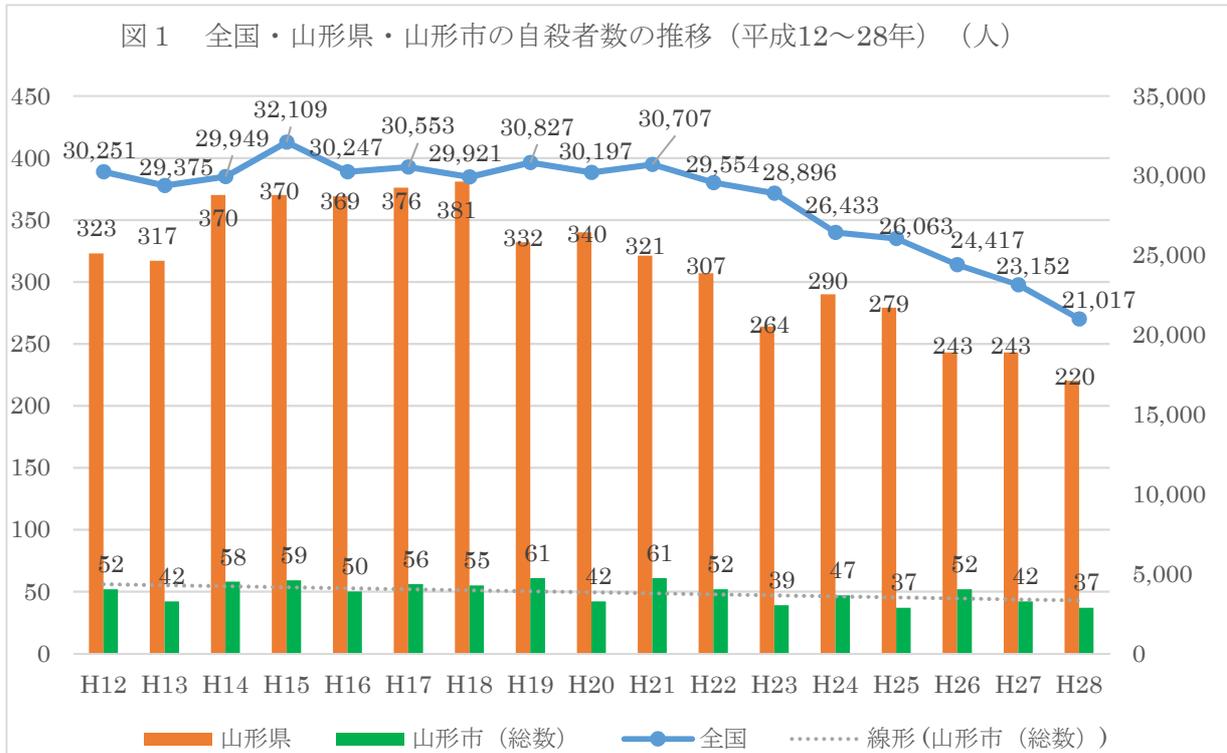


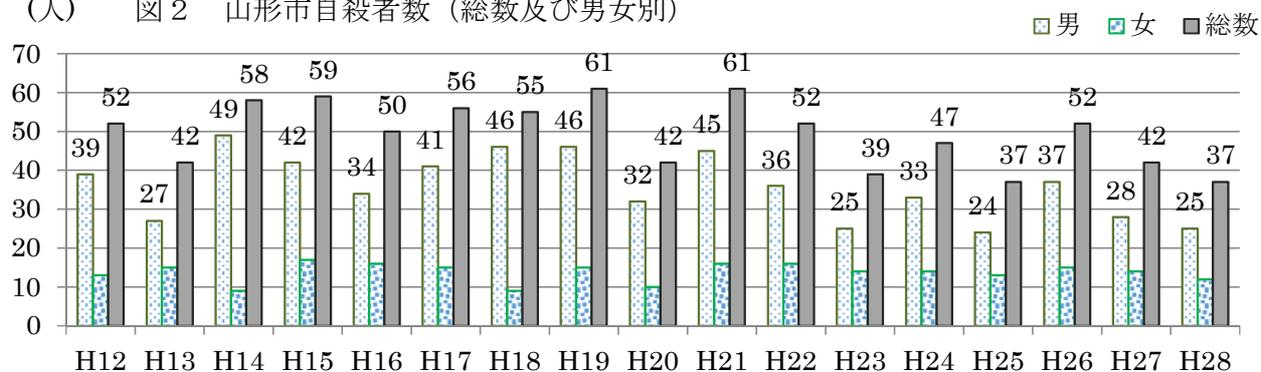
表1 全国・山形県・山形市の自殺者数の年次推移（平成12～28年）（人）

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
全国	30,251	29,375	29,949	32,109	30,247	30,553	29,921	30,827	30,197
山形県	323	317	370	370	369	376	381	332	340
山形市(男性)	39	27	49	42	34	41	46	46	32
山形市(女性)	13	15	9	17	16	15	9	15	10
山形市(総数)	52	42	58	59	50	56	55	61	42
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
全国	30,707	29,554	28,896	26,433	26,063	24,417	23,152	21,017	
山形県	321	307	264	290	279	243	243	220	
山形市(男性)	45	36	25	33	24	37	28	25	
山形市(女性)	16	16	14	14	13	15	14	12	
山形市(総数)	61	52	39	47	37	52	42	37	

（厚生労働省 人口動態統計より）

性別で見ると、男性は平成14年の49人をピークに減少傾向にあります。女性は経年的にみると、ほぼ同数であり、減少しているとは言い難い状況です。自殺者数は男性が多く、女性の2～3倍となっています。

(人) 図2 山形市自殺者数(総数及び男女別)



2 自殺死亡率の推移

山形市の自殺死亡率は、平成28年は14.6で全国16.8及び県19.9に比べ低いが、経年的にみると増減を繰り返している状況である。

図3 全国・山形県・山形市の自殺死亡率の推移(平成12年～28年)
(人口10万対)

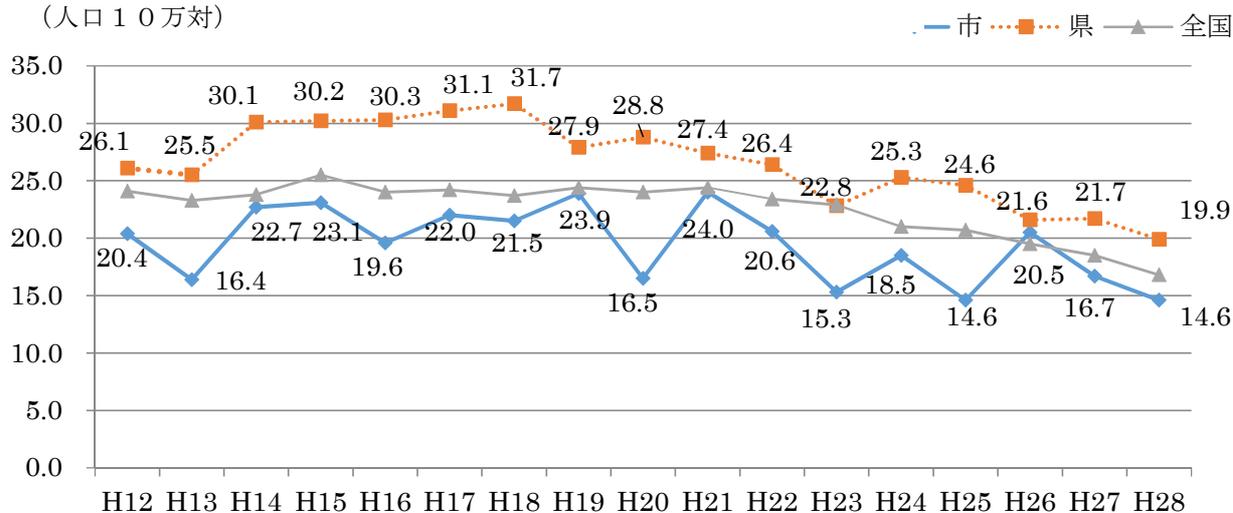


表2 全国・山形県・山形市の自殺死亡率の年次推移(平成12～28年)

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
市	20.4	16.4	22.7	23.1	19.6	22.0	21.5	23.9	16.5
県	26.1	25.5	30.1	30.2	30.3	31.1	31.7	27.9	28.8
全国	24.1	23.3	23.8	25.5	24.0	24.2	23.7	24.4	24.0

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
市	24.0	20.6	15.3	18.5	14.6	20.5	16.7	14.6
県	27.4	26.4	22.8	25.3	24.6	21.6	21.7	19.9
全国	24.4	23.4	22.9	21.0	20.7	19.5	18.5	16.8

(厚生労働省 人口動態統計より)

3 「地域自殺実態プロファイル（2017）」における山形市の自殺の主な特徴

自殺総合対策推進センターが作成した「地域自殺実態プロファイル（2017）」では、過去5年間の自殺者を性別・年代別・就業の有無別・同居人の有無別で区分し、山形市の主な自殺の特徴として下表のとおり示しています。

表3を見ると、自殺者数は、男性40～59歳以上の有職同居が最も多く、次いで男性60歳以上無職同居と上位1位～4位及び7位を男性が占めています。また、3位と4位は男性の無職同居で20歳～59歳の生産年齢及び青年期となっています。40歳～59歳の同居男性に関しては、職業の有無を問わず自殺者が多い状況です。女性の自殺者は、60歳以上無職同居が5位、40～59歳無職同居が6位と無職者に偏る傾向が見られます。男性20～39歳同居では、職業の有無を問わず自殺者が多い傾向にあります。

山形市の自殺者数はH24～28合計 220人（男性 153人、女性 67人）
（自殺統計（自殺日・住居地））

表3 山形市の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・住居地、H24～28合計））

上位7区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性40～59歳有職同居	26人	11.8%	20.4	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位:男性60歳以上無職同居	23人	10.5%	24.3	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
3位:男性40～59歳無職同居	18人	8.2%	212.9	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
4位:男性20～39歳無職同居	15人	6.8%	98.8	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺/②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
5位:女性60歳以上無職同居	15人	6.8%	9.3	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
6位:女性40～59歳無職同居	13人	5.9%	20.6	近隣関係の悩み+家族間の不和→身体疾患→うつ状態→自殺
7位:男性20～39歳有職同居	13人	5.9%	14.6	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ(*)+過労→うつ状態→自殺

順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順とした。

*自殺率の母数(人口)は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。

**「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考にした。

■地域自殺実態プロファイルより推奨される山形市の重点項目

重点項目	勤務・経営 高齢者 生活困窮者 無職者・失業者
------	----------------------------------

※国が示す重点項目には上記以外にも、子ども・若者、ハイリスク地、震災等被災地、自殺手段がある。

図4で、自殺死亡率をみると、男性の40歳～59歳無職独居が最も高く、次いで男性の40歳～59歳無職同居となっており、他の区分に比べ著しく高くなっています。

図4 山形市の自殺の概要（グラフ）（警察庁自殺統計特別集計（自殺日・住居地、H24～28合計）

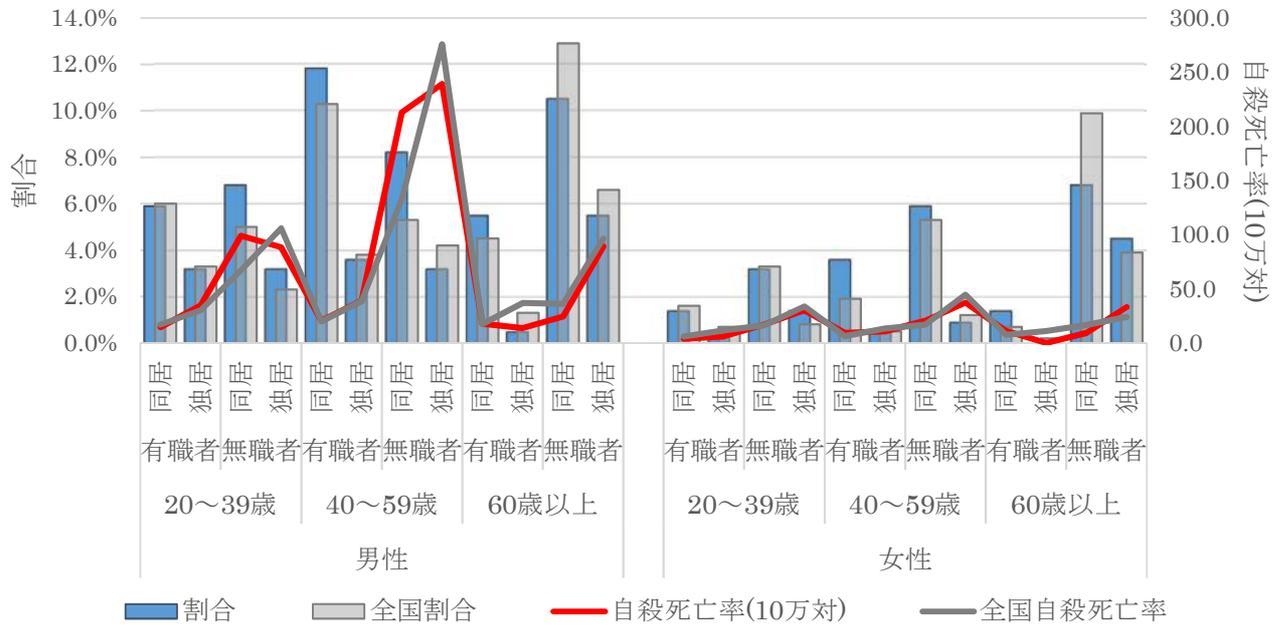
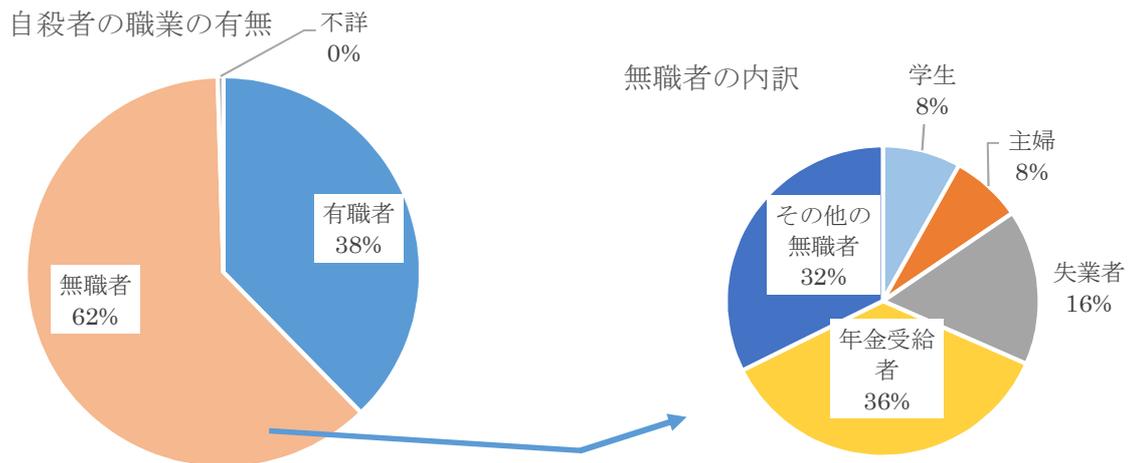
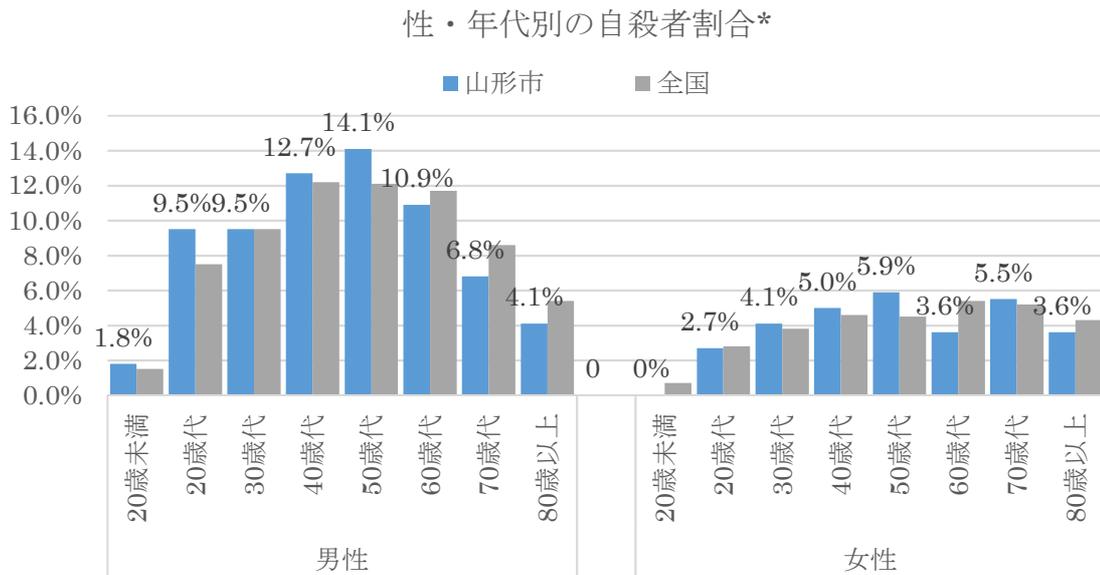


図5 自殺者の職業別（警察庁自殺統計特別集計（自殺日・住居地、H24～28合計 自殺者数220人）



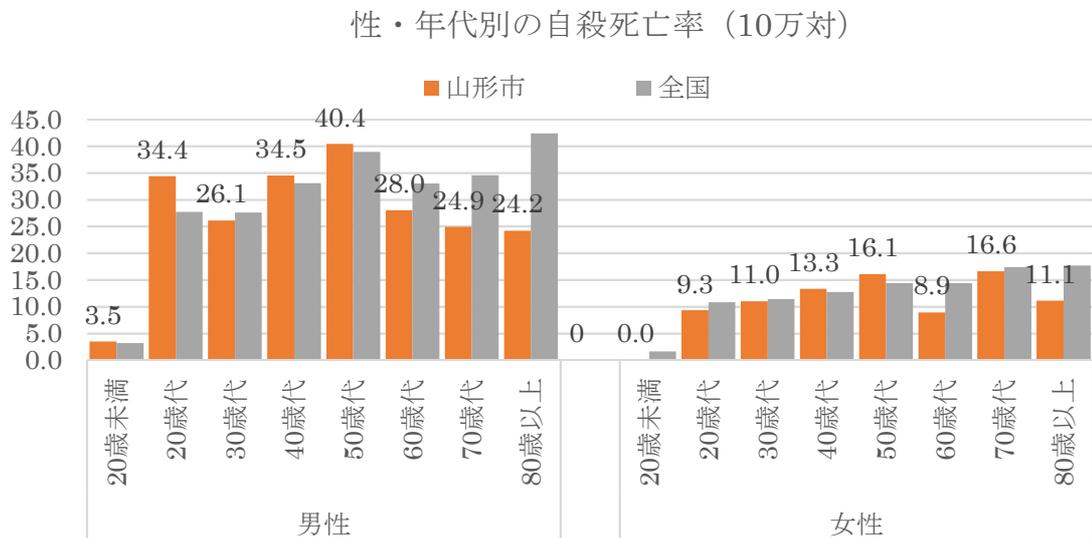
（プロフィール中 付表2を基に健康課作成）

図6-1 性・年代別（H24～28年平均）の自殺者割合（自殺統計（自殺日・住居地））



性・年齢別の自殺者割合を見ると、男性では60歳代、70歳代、80歳以上の割合が全国に比べて低く、20歳未満、20歳代、40歳代、50歳代の割合が高くなっています。

図6-2 性・年代別（H24～28年平均）の自殺者率(10万対)（自殺統計（自殺日・住居地））



*全自殺者に占める割合を示す。

自殺死亡率を見ると、男性は、20歳代、40歳代、50歳代の割合が全国に比べて高くなっています。女性は、おおむね全国と同程度ですが、60歳代、80歳以上が低くなっています。

表4 有職者の自殺の内訳（警察庁自殺統計特別集計（自殺日・住居地、H24～28合計）
（性・年齢・同居の有無の不詳を除く）

職業	自殺者数	割合	全国割合
自営業・家族従業者	16人	19.3%	21.4%
被雇用者・勤め人	67人	80.7%	78.6%
合計	83人	100.0%	100.0%

有職者の内訳を見ると、被雇用者・勤め人の自殺者の割合が全国と比べて若干高くなっています。

表5 自殺者における未遂歴の総数
（自殺統計(再掲)もしくは特別集計（自殺日・住居地、H24～28合計）

未遂歴	自殺者数	割合	全国割合
あり	52人	24%	20%
なし	127人	58%	60%
不詳	41人	19%	20%
合計	220人	100%	100%

本市の自殺者の未遂歴については、全国より多い傾向にあります。また、自殺者未遂者は自殺者の10倍いると考えられています。

図7 地域の事業所規模別事業所／従業者割合（H26 経済センサス-基礎調査）

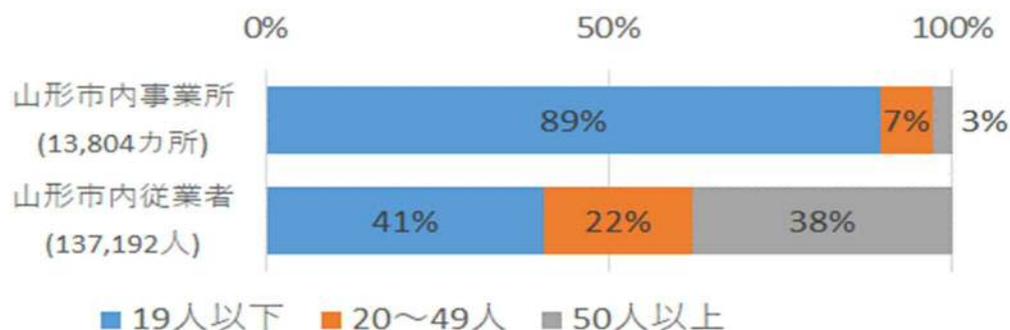


表6 山形市内の事業所規模別事業所数／従業者数（H26 経済センサス-基礎調査）

	総数(人)	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100人以上	出向・派遣従業者のみ
事業所数	13,804	8,119	2,648	1,574	598	417	266	132	50
従業者数	137,192	17,148	17,473	21,033	14,239	15,449	18,301	33,549	-

労働者数50人未満の小規模事業場ではメンタルヘルス対策に遅れがあることが指摘されており、地域産業保健センター等による支援が行われています。自殺対策の推進の上でも地域の関係機関との連携による小規模事業所への働きかけがのぞまれます。

4 年齢階級別の死因順位

山形市の平成28年の死因順位は、20歳から39歳までの各階級において自殺が1位となっているほか、59歳までの各階級においても死因順位の上位にあり、おおむね県と同様の傾向が見られます。

表7 年齢階級別の死因順位（山形県）

年齢階級	1位	2位	3位	4位
	死因			
全年齢階級	悪性新生物	心疾患(高血圧性を除く)	脳血管疾患	老衰
10～14歳	その他の神経系の疾患	悪性新生物、他※1		
15～19歳	不慮の事故	自殺、他※2		
20～24歳	自殺	不慮の事故	その他の障害、他※3	
25～29歳	自殺	悪性新生物	心疾患 (高血圧性を除く)	脳血管疾患、 不慮の事故
30～34歳	自殺	悪性新生物	心疾患、不慮の事故	
35～39歳	悪性新生物	自殺	不慮の事故	その他の感染症、他※4
40～44歳	悪性新生物	自殺	心疾患 (高血圧性を除く)	脳血管疾患
45～49歳	悪性新生物	心疾患 (高血圧性を除く)	自殺	脳血管疾患
50～54歳	悪性新生物	自殺	心疾患 (高血圧性を除く)	脳血管疾患
55～59歳	悪性新生物	心疾患 (高血圧性を除く)	自殺	脳血管疾患
60～64歳	悪性新生物	心疾患 (高血圧性を除く)	脳血管疾患	自殺
65～69歳	悪性新生物	心疾患 (高血圧性を除く)	脳血管疾患	

※1 : 悪性新生物、貧血、循環器系の先天奇形、不慮の事故

※2 : 自殺、脳血管疾患、循環器系の先天奇形、その他の外因

※3 : その他の障害、その他の神経系の疾患、心疾患(高血圧性を除く)、その他の呼吸器系の疾患、糸球体疾患、その他の外因

※4 : その他の感染症、心疾患(高血圧性を除く)、大動脈瘤及び解離、肝疾患

表8 年齢階級別の死因順位（山形市）

年齢階級	1位	2位	3位	4位
	死因			
全年齢階級	悪性新生物	心疾患(高血圧性を除く)	老衰	肺炎
10～14歳	不慮の事故、その他の神経系の疾患			
15～19歳	不慮の事故、その他の循環器系			
20～24歳	自殺	不慮の事故、他※1		
25～29歳	自殺	心疾患、他※2 (高血圧性を除く)	悪性新生物、他※2	
30～34歳	自殺	悪性新生物		
35～39歳	悪性新生物、 自殺			
40～44歳	悪性新生物	大動脈瘤及び解離	心疾患 (高血圧性を除く)、 自殺	不慮の事故、脊髄性筋萎縮症及び関連症候群
45～49歳	悪性新生物	自殺 、脳血管疾患	心疾患 (高血圧性を除く)	
50～54歳	悪性新生物	自殺	脳血管疾患	心疾患 (高血圧性を除く)
55～59歳	悪性新生物	心疾患 (高血圧性を除く)	自殺	肺炎
60～64歳	悪性新生物	心疾患 (高血圧性を除く)、脳血管疾患	その他の神経系の疾患、 自殺	
65～69歳	悪性新生物	心疾患 (高血圧性を除く)	脳血管疾患	

※1 : その他の神経系の疾患、その他の呼吸器系の疾患

※2 : 脳血管疾患、肺炎

5 原因・動機別の傾向

図8 山形市における自殺の原因・動機別人数

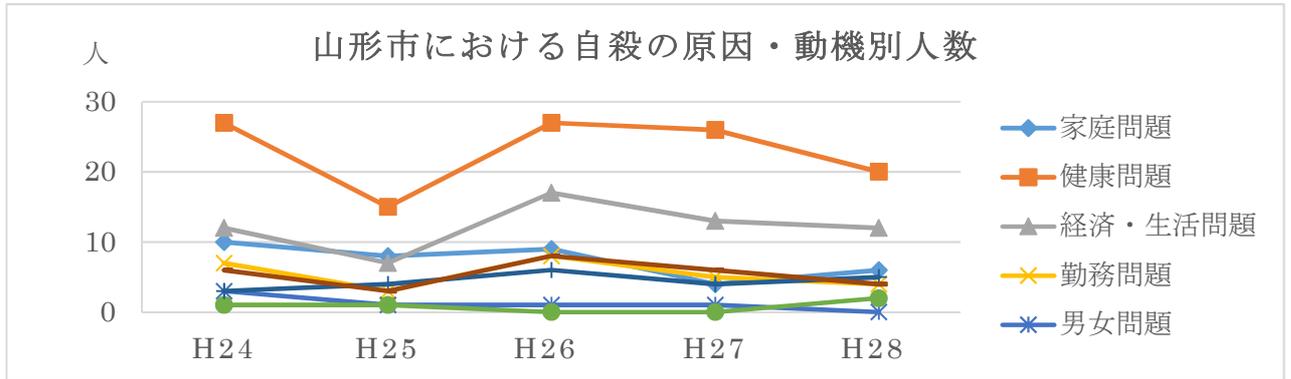


表9

(警察庁自殺統計特別集計データより健康課作成)

(人)

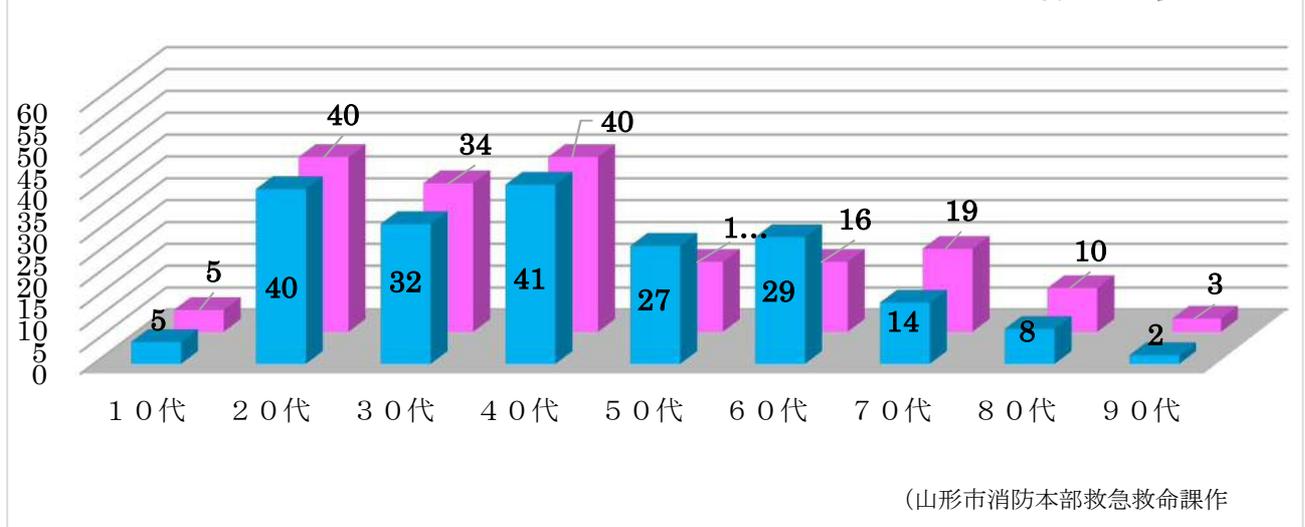
	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他	不詳	計
H24	10	27	12	7	3	1	3	6	69
H25	8	15	7	3	1	1	4	3	42
H26	9	27	17	8	1	0	6	8	76
H27	4	26	13	5	1	0	4	6	59
H28	6	20	12	4	0	2	5	4	53
計	37	115	61	27	6	4	22	27	299

(注)明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としている。
原因・動機が推定できない者を除く(自殺者総数220人)。

山形市の自殺者を原因・動機別で見ると、総数では健康問題が115人と最も多く、次いで経済・生活問題61人、家庭問題37人となっています。

6 自損行為による性別・年代別救急出動件数

図9 自損行為による性別・年代別救急出動件数(H25~29年)



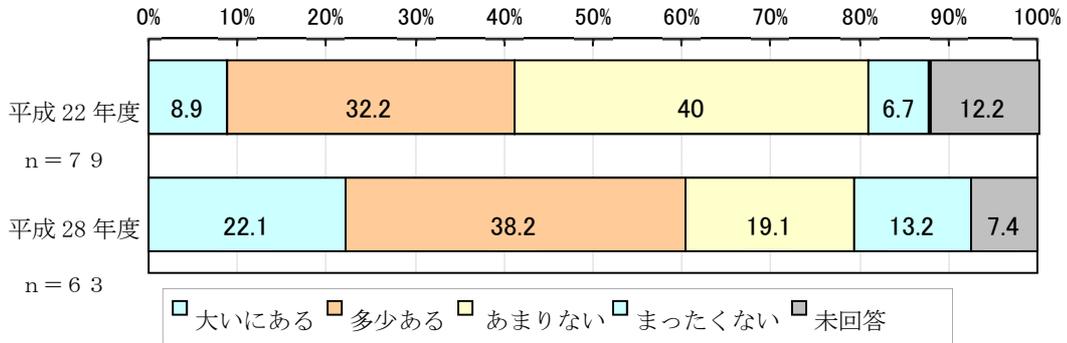
山形市の自損行為による救急出動件数をみると、男女ともほぼ同数あり、年代別では20歳代から40歳代で全体の6割近くを占めています。

7 心の健康

(1) 思春期

中学生・高校生において、「大いにある」「多少ある」を合わせたストレスのあるものの割合が、平成22年度は41.1%でしたが、平成28年度には60.3%へと増加しています。(図10)

図10 最近1か月に不満・悩み・苦労・ストレスなどがあった人の割合

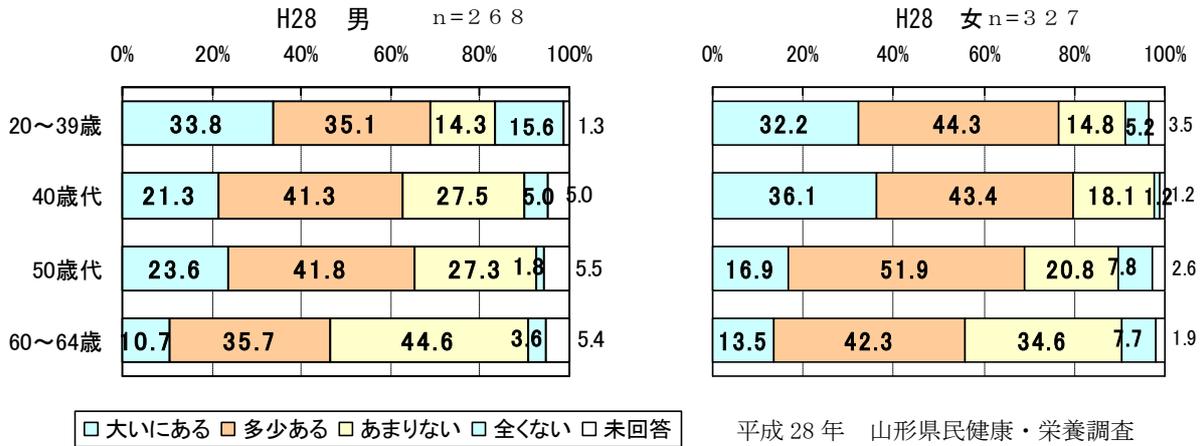


平成22・28年 山形県民健康・栄養調査

(2) 青年期・壮年期

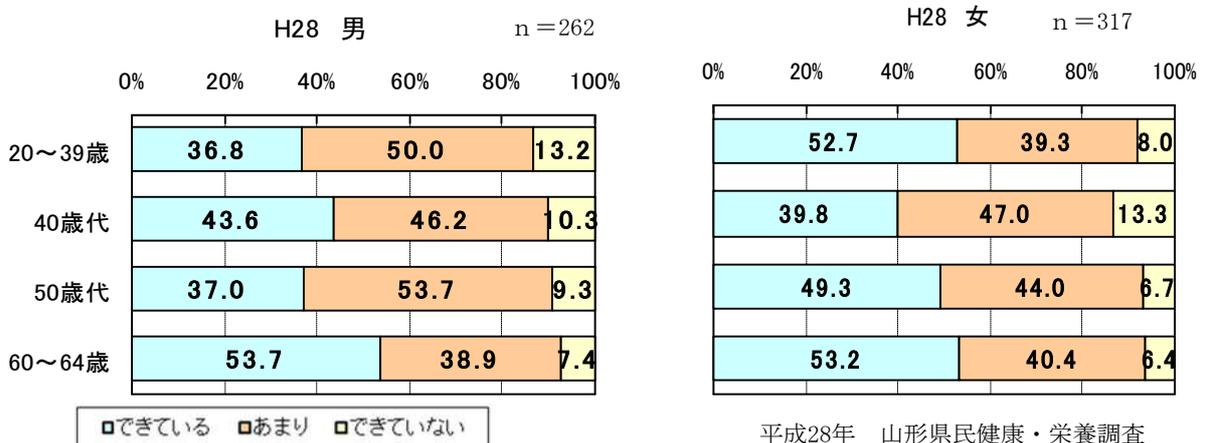
どの年代も男性より女性の方が悩みやストレスが「大いにある」または「多少ある」と感じている人の割合が多く、また20～50歳代の男女とも2人に1人は悩みやストレスを抱えている状況です。その悩みやストレスを確実に処理または解決できている人の割合は、半数に満たない状況です。

図11 最近1か月間に不満・悩み・苦労・ストレスなどがあった人の割合



平成28年 山形県民健康・栄養調査

図12 ふだん・不満・悩み・ストレスなどを処理できる人の割合



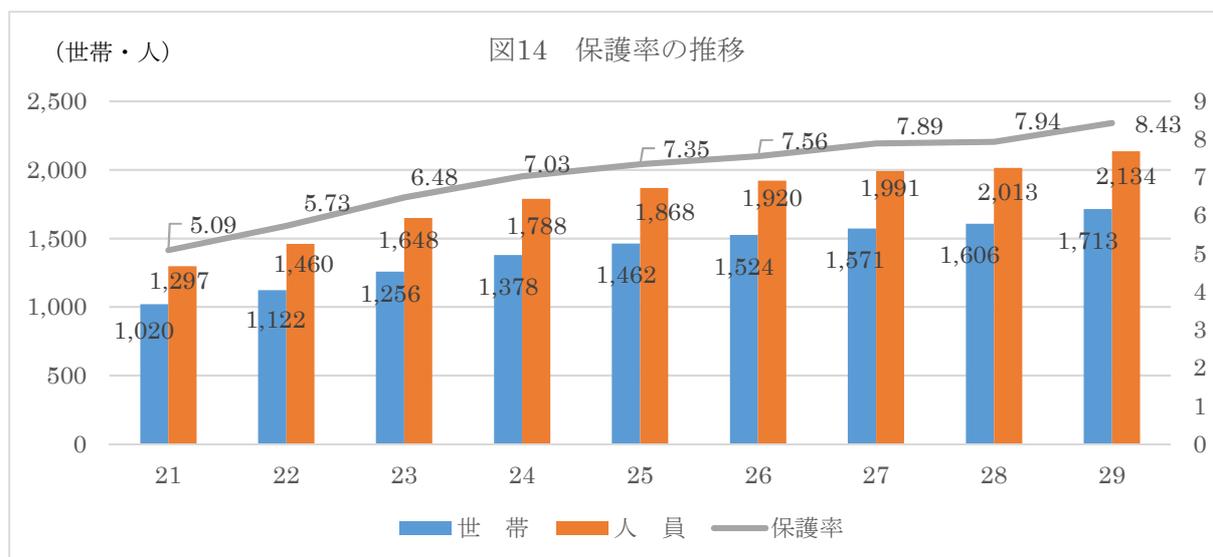
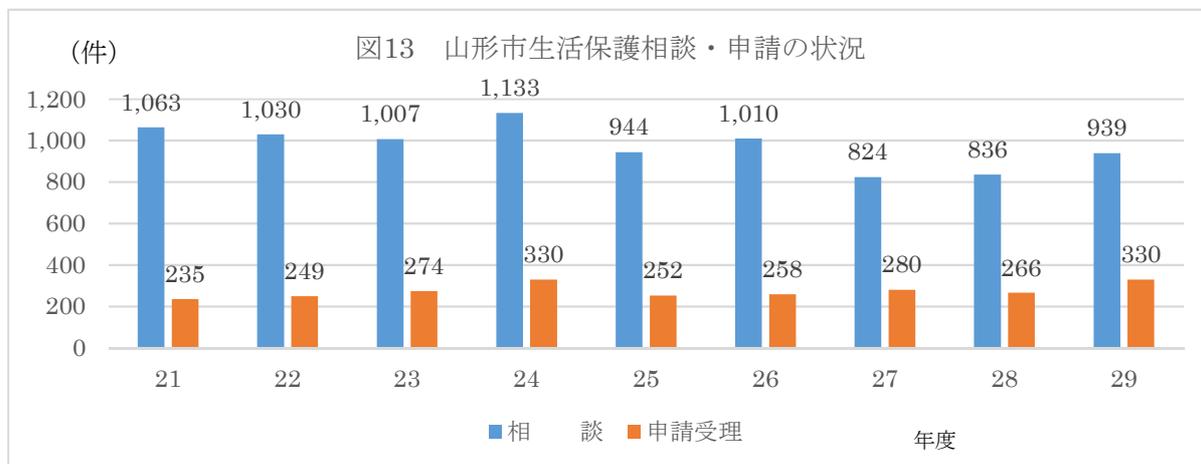
平成28年 山形県民健康・栄養調査

8 山形市のその他の現状

(1) 生活保護受給世帯の状況

山形市における生活保護相談の状況は、経年的にみると増減を繰り返しています。

また、平成29年度末の保護状況は、1,713世帯、2,134人、保護率8.43%で、保護率は平成20年度以降増加傾向にあります。



(生活福祉課よりデータ提供、健康課作成)

(2) 生活サポート窓口相談の状況

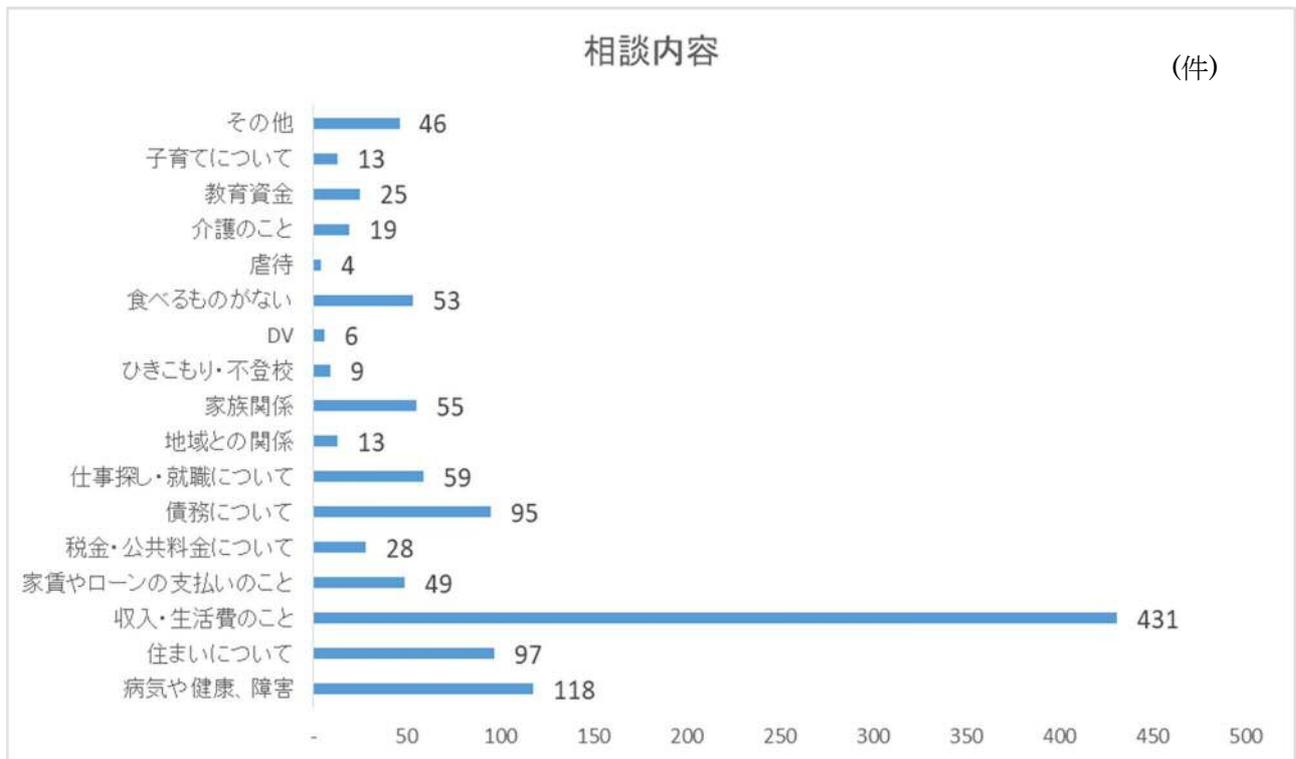
生活サポート窓口相談には、毎年約500件の相談が入っています。平成29年度の状況として、利用者の44%が無職者、31%が就労者です。相談内容として最も多いのは、「収入・生活費」で、次いで「病気や健康・障がい」、「住まいについて」、「債務について」となっています。

※生活サポート相談…生活困窮者自立支援事業の一環で、山形市在住で失業や離職、病気など様々な理由により経済的に暮らしの不安や困りごとを感じている人の相談を受け、各関係機関と連携しながら支援します。

表10 利用者数の推移 (生活サポート窓口より) (%)

年度	平成27年	平成28年	平成29年
利用者数 (件)	594	510	558

図 1 5 相談内容 (H 2 9)



(生活サポート窓口 実績報告書より)

(3) 福祉まるごと相談 (※) の状況

平成 2 9 年度の新規相談件数は、2 2 8 件で、相談内容として最も多いのが「障がい関係」、次いで「生活困窮」「医療関係」となっております。
一世帯で、重複した課題を抱える世帯が多い状況です。

※福祉まるごと相談…地域福祉相談支援体制構築モデル事業(*)として、平成 2 8 年 9 月より実施。複合的な課題や制度の狭間の問題を横断的・包括的に把握・整理し、適切な支援を受けられるようコーディネートする。

表 1 1 平成 2 9 年度の相談状況 (件数) (件)

相談状況 (月別)		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	
新規相談件数		14	21	28	19	15	20	15	29	25	18	15	9	228	
前年度 新規相談件数							47	23	20	30	23	30	21	194	
相談状況 (月別)		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	
内訳	初回相談	電話	8	14	16	9	8	15	8	17	15	13	9	6	138
		来所	6	5	9	7	3	4	5	7	8	4	4	2	64
		訪問	0	2	3	3	4	1	2	5	2	1	2	1	26
	計		14	21	28	19	15	20	15	29	25	18	15	9	228

(福祉まるごと相談実績報告書より)

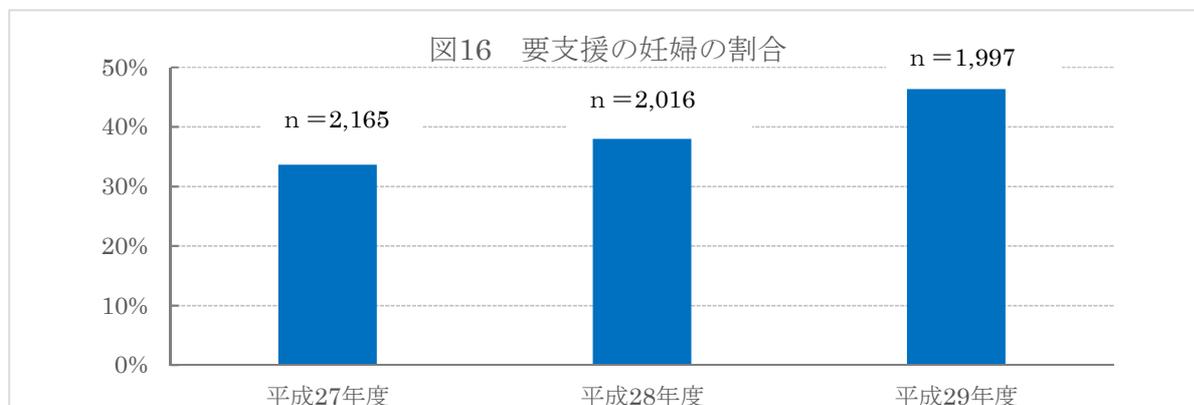
表 1 2 相談内容

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談内容 (重複あり)	1.生活保護	0	5	5	3	1	3	1	9	3	5	2	2	39
	2.生活困窮	7	10	7	6	5	3	8	14	10	11	9	3	93
	3.債務関係	1	2	2	1	2	1	2	2	4	6	2	1	26
	4.権利擁護	2	1	0	0	5	1	0	2	2	3	4	1	21
	5.虐待・DV	0	2	1	4	3	2	1	4	4	2	7	1	31
	6.障がい関係	4	10	7	8	7	8	6	14	9	9	10	3	95
	7.グレーゾーン	2	7	6	6	8	3	4	11	8	9	4	5	73
	8.ひきこもり	2	6	8	5	2	4	2	6	2	5	2	2	46
	9.子育て関係	3	4	3	1	3	3	5	4	5	3	3	4	41
	10.不登校	2	1	1	2	2	1	4	4	4	2	2	1	26
	11.医療関係	7	8	10	5	7	7	3	9	6	4	3	2	71
	12.介護放棄	0	0	1	0	0	1	0	3	1	1	2	0	9
	13.介護負担	0	7	7	3	0	2	0	2	2	3	4	1	31
	14.ダブルケア	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3
	15.家族トラブル	3	1	1	2	2	3	2	12	3	8	4	1	42
	16.近隣トラブル	1	2	7	3	4	3	1	6	3	2	2	3	37
	17.関係者トラブル	2	1	1	0	1	0	0	8	4	3	1	2	23
	18.ゴミ屋敷	1	2	3	1	2	1	0	0	2	1	3	0	16
	19.世帯間調整	0	1	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	4
	20.その他	2	3	0	0	2	4	4	9	7	1	4	1	37
計		39	73	71	50	56	50	43	121	80	78	70	33	764

(まるごと窓口相談 実績報告書より)

(4) 母子の状況

①要支援の妊婦の割合 (妊娠届出より)

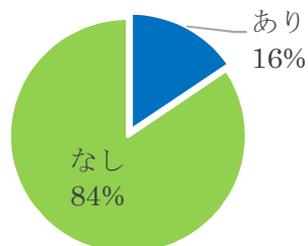


(健康課保健センターよりデータ提供、健康課作成)

②産後不安・産後うつのある母の割合※

※育児支援家庭訪問事業におけるエジンバラ産後うつ質問票（＊）9点以上の割合

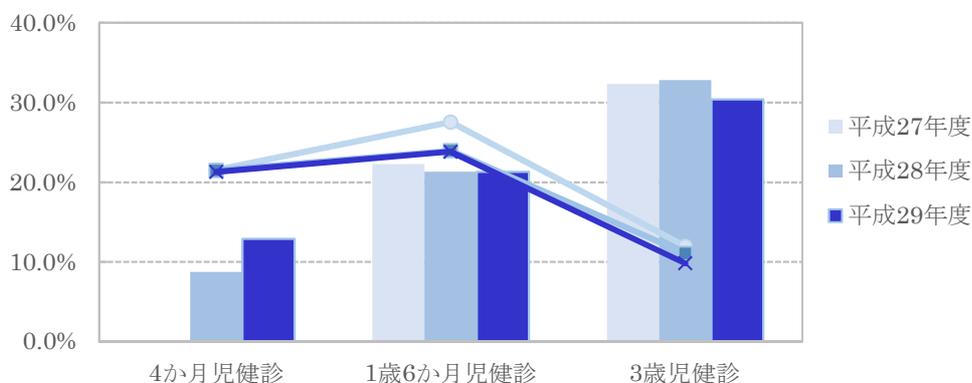
図17 産後不安・産後うつのある母の割合（H25～H29）



③保護者の子育てに対する状況

図18 継続支援が必要な児と子育てに不安や負担を感じている保護者の割合

折れ線グラフ：乳幼児健診で継続支援の必要な児の割合
棒グラフ：子育てに不安や負担を感じている保護者の割合(※)



※子育てに不安や負担を感じている保護者の割合

健やか親子21質問票「あなたは、お子さんに対して、育てにくさを感じていますか」の問いに「いつも感じる」「時々感じる」と回答したものの割合

(注) 平成27年度の4か月児健診では、健やか親子21質問票によるアンケートは未実施。

支援を要する妊婦は年々増加傾向にあり、産後うつによる支援を要する保護者や継続支援が必要な児は今後も一定数見込まれます。また、継続支援が必要なこどもの割合に比べて子育てに負担を感じる保護者の割合が高くなっています。

9 山形市の自殺の現状と特徴を踏まえた今後の課題

(1) 自殺者数及び自殺死亡率について

本市の自殺死亡率は全国・県と比べ低く、自殺死亡率の上位の県が多い東北6市では2番目に低くなっています。自殺者数・自殺死亡率は平成19年、21年をピークにやや減少傾向にはありますが、経年的に見ると増減を繰り返しており、減少しているとは言い難い状況にあります。

(2) 自殺の特徴を踏まえた対策について

自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」では、自殺者数が多い区分への対策を重視し、「勤務・経営」「高齢者」「生活困窮者」「無職者・失業者」について、重点的に取り組むことが推奨されています。また、自殺死亡率や警察庁自殺統計による原因・動機の面からみても、これらの対策に重点的に取り組むことが必要です。

<勤務・経営>

○P. 7 表3では、男性40歳から59歳有職同居の自殺者数が1位、男性20歳から39歳有職同居の自殺者数が7位となっており、男性有職者の自殺が多い現状にあります。「主な自殺の危機経路」には過労や職場の人間関係、仕事の悩み(ブラック企業)、パワハラなど勤務問題があげられています。

○P. 10 表4では、本市は全国と比べ有職者の自殺のうち被雇用者・勤め人の自殺者割合が高い状況です。勤務・経営問題を抱える方に対し、重点的に対策を推進していく必要があります。

○P. 10 図7では、本市にある事業所の97%は50人以下の中小事業所であり、その中でも89%が19人以下の小規模事業所です。多くの労働者は中小事業所に勤務していますが、その職場ではメンタルヘルス対策に遅れがあることが指摘されており、働く人のメンタルヘルス対策をさらに推進していく必要があります。

○経済・勤務問題に関する各種相談事業は実施されていますが、事業の周知や各種相談機関等との連携を強化する必要があります。

こうしたことから、働く若者・中高年層の被雇用者・勤め人、特に男性に対し対策を強化していく必要があります。

<高齢者>

○P. 7 表3では、男性60歳以上無職同居の自殺者数が2位、女性60歳以上無職同居が5位となっており、高齢者の自殺が多い現状にあります。「主な自殺の危機経路」には、男性は失業(退職)、生活苦、介護の悩み(疲れ)などの問題があげられ、女性では身体疾患、病苦などの健康問題があげられています。

○P. 8 図4の自殺死亡率では女性60歳以上の無職独居が全国の割合より高くなっています。

○今後、単身高齢者世帯、高齢者夫婦世帯、認知症高齢者の増加が見込まれます。

こうしたことから、高齢者の孤立防止や介護者への支援の充実など、高齢者に対し、重点的に対策を推進していく必要があります。

<生活困窮者>

- P. 12 図8自殺の原因・動機では、「経済・生活問題」が、「健康問題」に続き2番目に多くなっています。
- P. 7 表3で、自殺死亡率が著しく高い男性40歳から59歳無職同居と、自殺者数が2番目に多い男性60歳以上無職同居について、「主な自殺の危機経路」に、失業・退職による生活苦が挙げられています。
- P. 14 図13及び図14では、生活困窮の問題がうかがえ、今後も増加傾向にあります。

こうしたことから、自殺の要因の一つである生活困窮に対し、重点的に対策を推進していく必要があります。

<無職者・失業者>

- P. 8 図5の自殺者を職業別で見ると、本市の自殺者の6割以上が無職者であり、そのうちの16%が失業者です。
- P. 12 図8では、本市の自殺者の原因・動機の2位である「経済・生活問題」に職業の有無が大きく関係しています。
- 山形県精神保健福祉センターの「山形県における自殺死亡と地域要因」（平成30年5月）によれば、県内では本市が完全失業率の上位にあり7番目に高くなっています。この背景には、地域での職の選択の自由度（自分の特性、賃金や待遇などの労働環境要因が自分の求める条件に見合うかどうか）が関係すると考えられています。

こうしたことから、多職種、多分野で支える当事者本位の支援体制を構築し、無職者・失業者に対し、対策を推進していく必要があります。

(3) 子ども・若者への対策について

- P. 9 図6-1、6-2では、39歳以下の子ども・若者の自殺者数は、自殺者全体に占める割合は高くありませんが、全国と比べ20歳代の自殺死亡率が高くなっています。
- 全国的に子どもや若者の死亡順位の上位を自殺が占める傾向にありますが、P. 11表8をみると、本市の20歳から39歳の死因順位の1位が自殺となっており、国・県と同様に対策が急務となっています。

【参考】

～人口動態統計（厚生労働省）と自殺統計（警察庁）の相違点～

名称	説明	
人口動態統計 (厚生労働省)	対象	日本における日本人
	計上時点	住所地をもとに死亡時点 住所地で計上
	計上方法	自殺、他殺、事故死いずれか不明の時は自殺以外で処理しており、 後日死亡診断書等作成者から自殺の訂正報告がない場合には、自殺 に計上しない。
自殺統計 (警察庁)	対象	日本における外国人を含む
	計上時点	死体発見時点（認知時点） 住居地（住所地ではない）・発見地でそれぞれ計上
	計上方法	死体発見時に、自殺、他殺、事故死のいずれか不明の時は、その後 の捜査により自殺と判明した時点で計上。

～自殺死亡率～

<ul style="list-style-type: none">・自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数
<ul style="list-style-type: none">・自殺死亡率 = $\frac{\text{年間の自殺死亡数}}{\text{人口}} \times 100,000$

第3章 山形市における自殺対策の基本理念

1 自殺対策の基本理念

基本理念 **『誰も自殺に追い込まれることのない山形市』の実現**

- ・人の「いのち」は何ものにも代えがたいものです。また、自殺は本人にとってこの上ない悲劇であるだけでなく、家族や周りの人々に大きな悲しみと生活上の困難をもたらし、社会全体にとっても大きな損失となります。
- ・自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることや、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます（図1）。
- ・自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」です。
- ・世界保健機関（WHO）で「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」と明言しているように、自殺は社会の努力で避けることのできる死であるというのが、世界の共通認識となっています。
- ・自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施していく必要があります。
- ・自殺対策とは、生きることの包括的な支援であり、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」の低減と、「生きることの促進的要因（自殺に対する保護要因）」の増加を図ることです。

生きることの阻害要因：過労、生活困窮、育児疲れや介護疲れ、いじめや孤立等

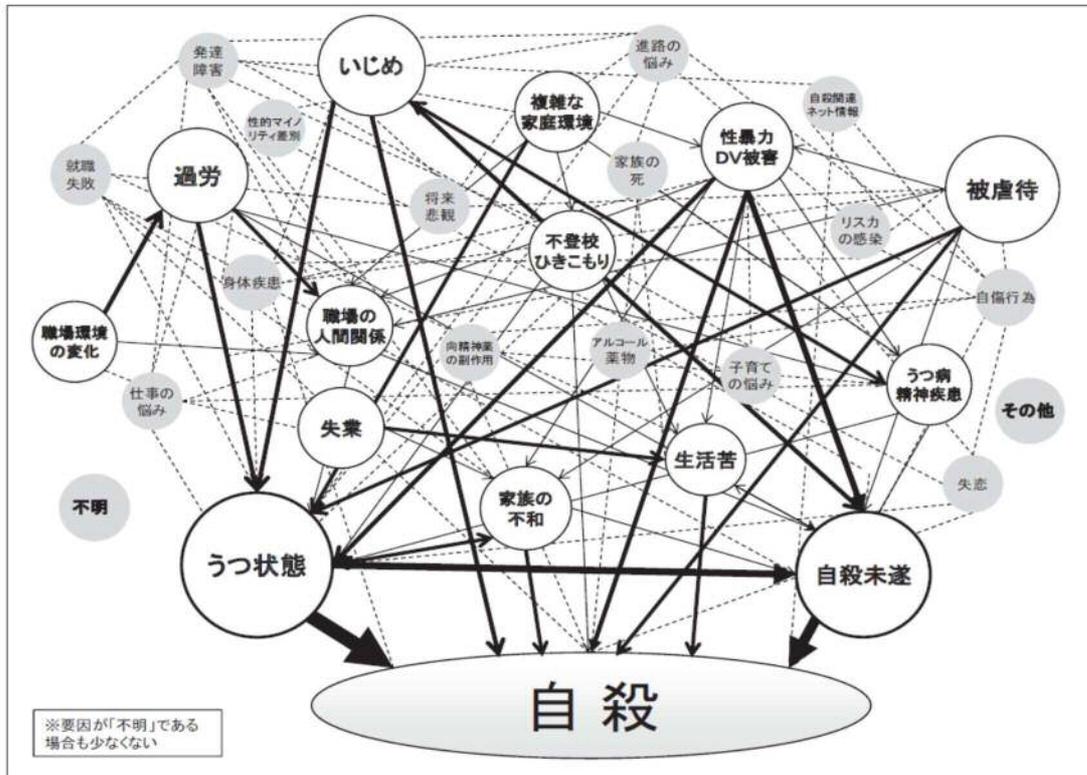
生きることの促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

- ・山形市では、国、県、他市町村、関係機関（※）、民間支援団体、企業、市民が一丸となって、「誰も自殺に追い込まれることのない山形市」の実現を目指します。

※ 関係機関・・・保健、医療、福祉、教育、労働、法律その他の自殺対策に関係する専門職機関や大学・学術団体、直接関係はしないがその活動内容が自殺対策に寄与し得る業界団体等

図1：自殺の危機経路（自殺に至るプロセス）

丸の大きさは要因の発生頻度であり、丸が大きければ大きいほど、その要因が抱えられていた頻度が高いということを表し、矢印の太さは要因と要因の連鎖の因果関係の強さであり、線が太ければ太いほど、因果関係が強いということを示します。

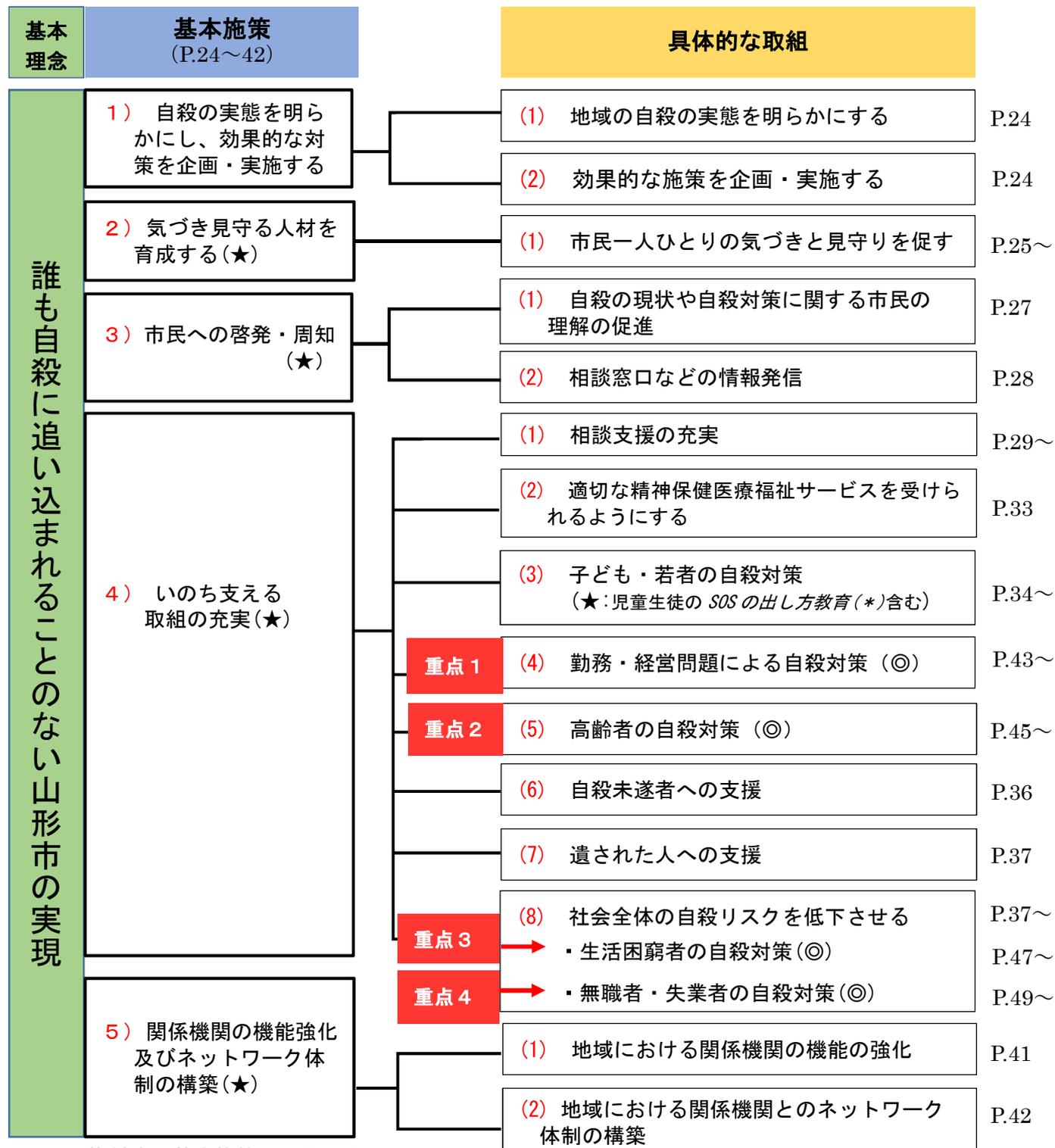


出典：NPO法人自殺対策支援センターライフリンク

第4章 いのち支える山形市自殺対策の施策

1 施策体系

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」に沿って、これまでの山形市における自殺対策の取組、計画策定に向けて実施してきた「事業棚卸し」等の社会資源の把握を踏まえて構成



★…国の推奨する基本施策項目(5つ)

◎…地域自殺実態プロファイルにより推奨される重点施策項目

※取組の主な担当部署の組織名は、2019(平成31)年4月1日現在で表示

2 基本施策

基本施策 1) 自殺の実態を明らかにし、効果的な施策を企画・実施する

地域の自殺の実態を明らかにし、実態に応じた対策を地域の状況を勘案し、PDCA(*)サイクルを通じて行うことが必要です。

(1) 地域の自殺の実態を明らかにする

① 既存資料の利活用の促進

【現状と課題】

- ・以下の自殺に特化した統計等を活用しています。
 - 厚生労働省人口動態統計や警察庁自殺統計等
 - 国の自殺総合対策推進センターや県精神保健福祉センターの自殺に関する統計
- ・自殺の危機要因である健康問題、経済・生活問題、家庭問題など様々な要因が複雑に関係していることから、本市の自殺の背景にある様々な要因に関する状況も把握した上で、取組を検討することが必要です。



取 組	主な担当部署
国や県、関係機関等の自殺に関連した統計や情報を活用し、自殺の背景にある様々な社会的要因も踏まえた本市の自殺の実態の把握に努めます。	健康増進課 精神保健・感染症対策室

(2) 効果的な施策を企画・実施する

① PDCAサイクルを通じ関連施策と有機的に連携した施策を展開する

【現状と課題】

- ・自殺対策に関連する様々な窓口や事業が各分野で実施されているが、各機関の役割や事業・取組が共有されていない。
- ・庁内でも横断的な推進体制の構築がなされていない。
- ・全市的な取組が図られていない。
- ・「自殺は防ぐことができる社会的な問題である」という共通認識のもと各事業の目標だけでなく、生きるための包括的な支援に関する目標も併せて、PDCAサイクルを通じ、関連施策と有機的に連携することが必要です。



取 組	主な担当部署
ア 庁内の自殺対策を推進するための連絡会議を開催します。	健康増進課
イ 本市の自殺の実態に即した自殺対策計画に沿って、各施策をPDCAサイクルを通じて推進します。	精神保健・感染症対策室

<成果指標>

項 目	現状値 平成 30 (2018) 年度	目標値(平成 31~35 年度) (2019 年~2023 年)
<input type="checkbox"/> 自殺対策推進庁内連絡会議の開催数	2 回/年	2 回/年
<input type="checkbox"/> 自殺対策推進に係るネットワーク会議の開催数	—	1 回/年

基本施策 2) 気づき見守る人材を育成する

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要です。

市民一人ひとりが、自殺の起こり得る状況を理解して、身近にいるかもしれない自殺を考えている人、または自殺までは考えなくとも、一人で悩みを抱え込み困っている人のサインに早く気づき、声をかけ、話を聴いて、相談機関や精神科医療機関等の専門家につなぎ、その助言や指導を受けながら見守ることができるよう支援します。

うつ病等精神疾患を持つ自殺の危険性の高い人や自殺未遂者の相談、健康問題、経済問題等に関連した相談窓口担当者は、自殺の危機を示すサインやその対応方法を理解し、他の支援が受けられる相談機関等の基礎知識を有していることが求められます。

(1) 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す

① 様々な分野での「こころ支えるサポーター」(※)の養成

【現状と課題】

- ・平成25年度より「誰でもゲートキーパー講座」と称し市民、市職員、民生委員児童委員、福祉協力員、市民ボランティア、シルバー人材センター会員、薬剤師等を対象に、こころのサポーター養成に取り組んでいますが、今後さらに取組を推進する必要があります。
- ・地域に暮らす市民一人ひとりが、身近な人の変化に気づき、声をかけ、本人の気持ちに耳を傾け、適切な支援につなげ、見守ることができるよう取組をさらに推進していく必要があります。
- ・地域の医療・保健・福祉関係職員や教職員、社会的要因に関連する相談員等が、日常業務の中で、普段から自殺予防の視点を持ち、悩みを抱えている人を早期に発見したり、自殺の危険を示すサインに気づき適切な対応を図るなど、必要な支援につなぐことができるよう基礎的知識の普及が必要です。
- ・自殺の原因となり得る様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応が図られるよう市民のこころの健康づくりを推進することが必要です。



取 組	主な担当部署
ア 市民または生きることの支援に関わる様々な分野で、うつや自殺予防に関する正しい知識を持ち、早期発見・早期対応につなげる人材を確保するため、「こころ支えるサポーター」を養成します。	健康増進課 精神保健・感染症対策室
イ 「こころ支えるサポーター」養成講座の内容の充実を図り、より多くの市民や職員等の受講促進に努めます。	

※「こころ支えるサポーター」

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人。ゲートキーパー。本市では「こころ支えるサポーター」と呼びます。

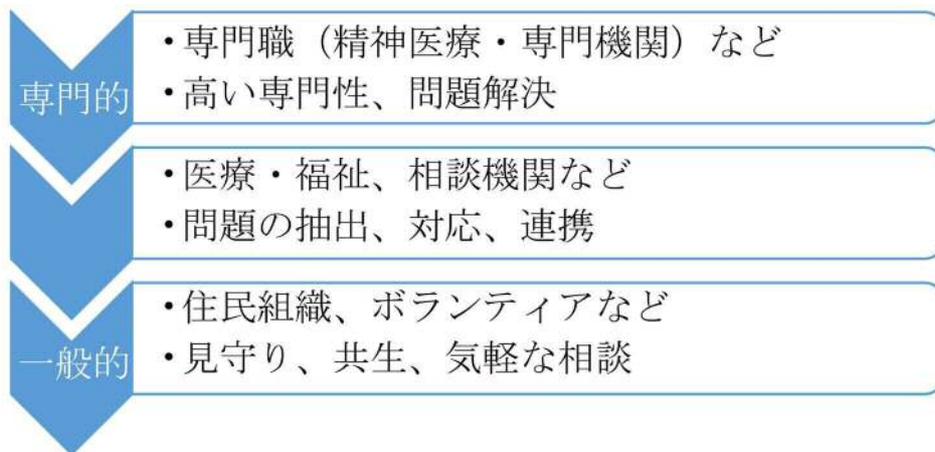
<成果指標>

項 目	現状値 <2017(平成 29)年度末まで>	目標値 <2022(平成 35)年度末まで>
□ 住民の講座受講者数 ※延べ人数累計	1, 1 6 6 名 1,500人増 →	2, 6 6 6 名以上
□ 市職員の講座受講率	(80名)	50%以上

こころ支えるサポーター(ゲートキーパー)の役割

- 気づき** : 家族や仲間の変化に気づいて、声をかける
- 傾聴** : 本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける
- つなぎ** : 早めに専門家に相談するように促す
- 見守り** : 温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

こころ支えるサポーター(ゲートキーパー) : 支援に必要とされる役割



厚生労働省：「ゲートキーパーとは」より一部抜粋・改変

自殺予防の十箇条

- 1 うつ病の症状に気をつけよう（気分が沈む、自分を責める、仕事の能率が落ちる、決断できない、不眠が続く）
- 2 原因不明の身体の不調が長引く
- 3 酒量が増す
- 4 安全や健康が保てない
- 5 仕事の負担が急に増える、大きな失敗をする、職を失う
- 6 職場や家庭でサポートが得られない
- 7 本人にとって価値のあるもの（職、地位、家族、財産）を失う
- 8 重症の身体の病気にかかる
- 9 自殺を口にする
- 10 自殺未遂におよぶ

厚生労働省：職場における自殺の予防と対応より引用

基本施策3) 市民への啓発・周知

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」であり、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。市民が、そうした心情や背景への関心と理解を深められるよう、自殺対策に資する活動の普及啓発を行います。また、いのちや暮らしの危機に陥った場合には身近な人や関係機関に援助を求めることが適当であることの理解を促進し、市民や地域の間でその意識が共有されるよう、教育活動、広報活動等を通じた啓発を展開します。

(1) 自殺の現状や自殺対策に関する市民の理解の促進

【現状と課題】

- ・自殺予防週間（9月10日～16日）、自殺対策強化月間（3月）等において自殺予防に関する啓発活動を実施しています。
- ・自殺防止に関する理解と関心を深めることができるよう、あらゆる年代への網羅的かつ体系的な周知が必要です。



取組の視点	主な担当部署
① 自殺や自殺関連事象に対する正しい知識の普及 ア リーフレット等啓発グッズの作成及び活用 イ 庁内の関係部署及び保健、医療、福祉、教育、労働、法律その他の自殺対策に関係する機関や大学、民間支援団体等との連携した周知啓発の実施 ウ 自殺対策強化月間における啓発周知（3月） エ 自殺予防週間における啓発周知（9月） オ 震災避難者に対する情報提供 カ 各種自殺対策関連事業等での周知	健康増進課 精神保健・感染症対策室
② 各種メディア媒体を活用した啓発 ア 自殺防止キャンペーンの開催 イ 広報紙の活用 ウ ホームページやフェイスブックを活用した普及啓発	

<成果指標>

項目	現状値 平成 30(2018)年度	目標値 平成 35(2023)年度まで
□ 広報紙・ホームページ・フェイスブック等を活用した周知・啓発	年5回	年5回
□ 本市の自殺者が多い年代40～60歳の住民の自殺予防週間及び自殺対策強化月間についての認知度	—	30%

(2) 相談窓口などの情報発信

① 地域における支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信

【現状と課題】

- ・医療・保健・福祉の各分野で「生きるための支援」を行っていますが、相談者自らが動き、適切な相談窓口を模索している現状があります。
- ・あらゆる年代に、体系的に相談窓口を周知することで、支援を必要とする人が相談内容に応じた窓口へたどり着くようにする必要があります。
- ・いのちや暮らしの危機に陥った場合には、身近な人や関係機関に援助を求めることが適当であることの理解を促進するとともに、悩みを抱え困っている方が相談しやすい環境整備が必要です。



取 組	主な担当部署
<p>ア 相談しやすい環境整備</p> <p>いのちや暮らしの危機に陥った場合には、身近な人や関係機関に援助を求めることが適当であることの理解を促進するとともに、悩みを抱え困っている方が相談しやすい環境整備に努めます。</p>	<p>健康増進課 精神保健・感染症対策室</p>
<p>イ 適切な相談窓口の情報発信</p> <p>悩みを抱えている方が容易に適切な支援や相談窓口に関する情報を得て、利用できるような様々な広報・周知方法を活用した情報発信を行います。</p>	

<成果指標>

項 目	現状値 平成 29(2017)年度	目標値 平成 35(2023)年度まで
<p><input type="checkbox"/> メンタルチェックシステム「こころの体温計」(*)の年間アクセス数</p>	延 37, 370 件	延 45, 000 件以上

基本施策４） いのち支える取組の充実

市民のいのちを支えるためには、個人または地域・社会において、またあらゆるライフステージ（*）において、様々な「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす取組に加えて、「生きることの促進的要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取組を行うことが必要です。健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題、労働問題等の様々な問題がライフスタイルや環境等に影響を受けつつ複雑に絡み合い、生きにくい状況に追い込まれます。誰も自殺に追い込まれることなく、安心して生きるために、様々な視点での包括的な取組が必要です。

地域では様々な機関、団体等で効果的な取組を行っていますが、人材不足等の問題で、継続した活動や新規事業の取組が困難な状況であることも、現状の課題としてあります。そのため、民間支援団体や地域活動の中で、地域の問題解決力の向上を目指し、地域の課題やニーズ（*）を把握し、相談支援の担い手育成や取組への支援等を行います。

全ライフステージにおいて、自殺の原因となり得る様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応等により、こころの健康の保持、増進を図ることが必要です。

また、自殺未遂者や自死により大切な方を亡くされた家族等に寄り添い、心理的ケアや状況に応じた支援を行うことが必要です。

（１）相談支援の充実

【現状と課題】

- ・心の健康に不調を抱える人からの、市への相談件数は年々増加しています。
- ・ライフステージに応じた健康問題、経済・生活問題、DV（*）、人間関係の問題のほか、地域や職場の在り方の変化など様々な要因が複雑に関係しているが、相談窓口は点在し個々に取組がなされている現状にあります。
- ・点在する相談窓口の連動性を図り、様々な相談窓口を充実させ、相談者が相談内容やライフステージにより、相談窓口を選択し、市民に周知をすることが必要です。
- ・精神科医療に通じる専門職による心の健康相談の充実を図るとともに、様々な問題が複雑に絡み合う相談や庁内や地域の保健・医療・福祉その他関係機関との連携強化と相談支援技術の向上が必要です。

① 心の健康相談の充実

取 組	主な担当部署
ア 精神科医師による心の悩み、精神疾患と療養等に関する定期相談や精神保健福祉士、保健師による精神保健福祉に関する相談窓口を設置し、心の相談や自殺関連相談の質の向上を図ります。	健康増進課 精神保健・感染症 対策室
イ 市は庁内や関係機関と連携して相談対応する中で、心の不調を抱える方や自殺のリスクが高い方を早期に発見し、必要な精神科医療や福祉の支援につなげていきます。	健康増進課 精神保健・感染症 対策室 障がい福祉課

② 東日本大震災による避難者への支援の継続

取 組	主な担当部署
ア 東日本大震災に伴い避難している住民が、心身の健康を保持し孤立することなく、地域で安心した生活が送れるよう支援しています。	防災対策課
イ 避難者の健康診査（成人・乳幼児）、妊婦健康診査、育児支援家庭訪問、予防接種（成人・乳幼児）等を適切に受けられるように努めています。	健康増進課 母子保健課

③ 多重債務の相談窓口の充実

【現状と課題】

- ・多重債務者は生活困窮といった直接的な問題の他に、そういった状況に陥った背景として、精神疾患、長期療養を要する慢性疾患、介護、依存症等多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、孤立しやすい傾向があります。
- ・負債を繰り返す連鎖を断ち切るためには、法的解決の他に広範でかつ複合的に抱えている問題を解決する手立てを講じる必要があります。
- ・広範でかつ複合した問題に対処するためには、関係する相談機関への情報提供や包括的な支援が必要となります。



取 組	主な担当部署
ア 生活困窮者自立支援事業（*）を推進するとともに、関係する相談機関と連携を図り、包括的な支援を行います。	生活福祉課
イ 常設の多重債務相談を継続し、法的問題解決のための消費生活法律相談を行います。また、関係する相談機関と連携を図り、包括的な支援を必要とする相談者を適切な支援先につなぎます。	消費生活センター

④ 経営者に対する相談支援の実施

【現状と課題】

- ・中小企業の様々な経営課題に対応して、専門家の相談員を派遣し、経営上のアドバイスをを行い事業者の経営力の向上を図っています。しかし、問題解決に至らないケースもあるため、利用者のニーズを把握し、適切なアドバイスを実施する方策を検討する必要があります。
- ・市内中小企業の経営の安定等に向け、市が金融機関に融資原資の一部を預託することによる低利の制度融資を行ったり、信用保証制度を利用した中小企業者に対する保証料の一部を補給しています。近年、ニーズの多様化への対応のため、県の融資制度や保証協会の保証制度も見直しが行われているため、県制度との住み分けと中小企業のニーズに柔軟な対応が必要である。



取 組	主な担当部署
<p>ア 経営アドバイス・企業支援</p> <p>経営上の様々な課題に関して、専門の相談員に相談できる機会を提供することで、経営者の問題状況を把握し、その他の問題も含めて支援につなげていきます。</p>	雇用創出課
<p>イ 金融対策事業</p> <p>融資の機会を通じて、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援先へとつなげていきます。</p>	

ウ 定期窓口相談・専門家派遣事業

管内商工業者のための支援事業として、弁護士をはじめ各種専門家を委嘱し、経営、金融、税務等の相談に応じています。

(主な関係機関：商工会議所)

⑤ 慢性的な疾患をかかえる患者等に対する相談支援の充実

【現状と課題】

- ・長期に渡って療養を必要とする重篤な疾患や慢性的な疾患を抱えている方、その家族等は、身体的な苦しみだけでなく、経済的・心理的な負担や生活上の困りごとを抱えています。
- ・がん診療連携拠点病院は、がん患者及びその家族のがんに対する不安や疑問に適切に対応するための相談窓口として、相談支援センターを設置しています。
- ・慢性的な疾患をかかえる患者やがん患者が療養上、様々な困難を解決していくために、医療相談室や医療福祉相談窓口で医療ソーシャルワーカー、看護師等が専門的な視点で対応します。



取 組	主な担当部署
<p>ア 相談支援機能の強化</p> <p>患者の多様なニーズに適切に対応できるよう、研修を受けた相談員の配置や十分な経験を有する看護師等の医療従事者による相談支援体制の構築など、相談支援機能の強化を図る必要があります。</p>	<p>済生館管理課 地域医療連携室 医療相談室</p>
<p>イ 疾病に関する知識や理解の促進及び相談機関の周知</p> <p>がんや慢性的な疾患に関する研修会等を実施し、市民が疾病に対する理解を深めたり、相談機関や関連する制度等を知る機会を提供し情報発信を行います。</p>	
<p>ウ 関係機関等との連携体制の強化</p> <p>複合的な問題を抱える困難事例について、医療・保健・福祉・民間支援団体・地域関係者等が連携を図ります。</p>	

(主な関係機関：各医療機関相談室等)

※がんに関する相談支援

山形県がん総合相談支援センター、山形県立中央病院、山形大学医学部附属病院

⑥ 法的問題解決のための情報提供の充実

【現状と課題】

- ・健康相談や自殺関連相談の背景には、借金、失業、生活困窮、障がい関係、職場トラブル、家庭不和等の法的問題解決を含めた支援が必要な内容がみられることから、市は、相談の中で法的相談窓口について情報提供をしています。
- ・各種相談においては、その背景となる要因を考慮し法的問題解決を含めた相談支援ができる窓口の周知が必要です。



取 組	主な担当部署
ア 法的問題解決のための相談の実施	市民相談課 男女共同参画センター

(主な関係機関：山形県弁護士会、市社会福祉協議会)

イ 多岐にわたる問題や相談内容にあわせ、関係機関や相談窓口の情報提供を行います。	健康増進課 精神保健・感染症対策室
--	----------------------

⑦ 家族や知人等を含めた支援者への支援

【現状と課題】

- ・悩みを抱えている方を支える家族や周囲の人は、見守り支えることの困難感や疲弊感、不安感を持つなど、自身の心の健康に大きな影響を受けます。
- ・見守り支えることで、かえって負担を抱え込む恐れもあるため、支援者をサポートする取組が重要です。
- ・市は、悩みを抱えている方等の家族や周囲で支える人からの相談があれば、悩みを抱えている本人へ適切な対応ができるように、家族等を含めた支援を実施しています。



取 組	主な担当部署
ア 悩みを抱えている方の家族や周囲で支える人への相談や医療や福祉等に関する情報提供をします。	健康増進課 精神保健・感染症対策室
イ 悩みを抱えている方とその家族が安心して生活を送れるよう、支援者の対応力向上を目的に、研修等の機会を提供します。	

(2) 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

① うつ病等についての普及啓発の推進

【現状と課題】

- ・自殺に至る主な危機経路では、多様かつ複合的な要因からうつ病を発症し、自殺に至ることが多いことが知られています。また、うつ病や精神疾患はその疾患の特性から自殺念慮を持ちやすいため、正しい知識の普及や適切な対処法を理解することが必要です。
- ・うつ病等の精神疾患はできるだけ早くその症状に気づき、正しい対処や治療を受けることができるような取組みが必要です。



取組	主な担当部署
ア うつ病をはじめとした精神疾患の早期発見と適切な治療に結びつけるため、自殺対策推進月間やこころ支えるサポーター（ゲートキーパー）養成講座、各種研修等の機会を捉え、市民に対する精神疾患の正しい知識の普及啓発・理解の促進を図ります。	健康増進課 精神保健・感染症対策室
イ 患者や家族が安心して療養生活が送れるように、相談や研修会の機会を提供します。	

② 精神科疾患等によるハイリスク者対策の推進

【現状と課題】

うつ病や統合失調症、アルコール健康障害、依存症問題等の多様な精神疾患は、自殺の危険因子であり、精神疾患を抱える患者や家族に対して、精神科医師等による専門相談を実施するとともに医療機関や関係機関と連携し、適切な支援を行うための体制を整える必要があります。



取組の視点	主な担当部署
ア 精神疾患等を抱えている方やその家族に対し、保健、医療、福祉等の関係機関と連携しながら、相談対応や、家庭訪問等を行い、適切かつ継続的な支援を行います。	健康増進課 精神保健・感染症対策室 障がい福祉課
イ 精神疾患等を抱える方及びその家族等を支援する関係機関の職員に対し、事例検討や研修会等を行い、情報交換の機会を設け、対応力の向上を図ります。	健康増進課 精神保健・感染症対策室
ウ 障がい者の各種制度に関わる相談への対応を行い、適切な制度やサービスの活用について支援します。	障がい福祉課

(3) 子ども・若者の自殺対策

① 学校における子どもへの支援

【現状と課題】

- ・学校生活全般において、いのちの学習を推進し、かけがえのないいのちの尊さ、自他共に大事にする心の醸成に努めていますが、自殺対策に資する教育の実施を推進していく必要があります。
- ・いじめ防止基本方針を策定し、いじめの未然防止、早期発見、組織的な即時対応等に努めています。今後も教職員の理解、地域及び家庭、保護者との連携を強化しつつ、児童・生徒がSOSを出しやすく、また受け止められる体制の強化が望まれます。
- ・平成28年4月に改正された自殺対策基本法では、学校が児童生徒に対し、生徒の保護者や地域の関係者等と連携しながら「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合における対処の仕方を身に付ける等のための教育(以下「SOSの出し方に関する教育」という。)又は心の健康の保持に係る教育又は啓発」を行うことが、努力義務として明記されました。



取 組	主な担当部署
<p>ア 児童・生徒の自殺対策に資する教育の実施</p> <p>◎子どもや家庭に、いじめや不登校、個々の悩み等に相談するための外部相談機関について周知し、各機関と連携を図りながら、子どもの自殺の未然防止に努めます。</p> <p>◎子どものこころの健康やストレスへの対処法等について教職員や保護者を対象にした研修会を継続実施し、啓発に努めます。</p>	<p>学校教育課 スポーツ保健課 社会教育青少年課</p>
<p>◎各学校において、道徳や総合的な学習の時間における「いのちの学習」や、アンケートや個別面談等を通して子どもの悩みに応える「いのちの安心安全月間」等を継続実施し、いのちの教育の充実に努めます。</p>	<p>学校教育課 スポーツ保健課 社会教育青少年課 男女共同参画センター</p>
<p>イ 学校におけるいじめを苦しめた自殺予防対策</p> <p>各学校において改定した「学校いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめの未然防止・早期発見・早期対応・教育相談の充実(SOSの出し方に関する教育を含めて)に努めます。</p>	<p>学校教育課 スポーツ保健課 社会教育青少年課</p>

※SOSの出し方教育：様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育

適切な援助希求行動ができるようにすること（誰にどうやって助けを求めればよいのか具体的かつ実践的な方法、大人や相談機関への相談。）や心の危機に陥った友達への関わり方を学ぶこと（友達の感情を受け止め、理解しようとする姿勢などの傾聴の仕方）等を各学校や地域の実情を踏まえて各教育等の授業の一環として推進する。

<成果指標>

項目	現状値 平成 30(2018)年度	目標値 平成 35(2023)年度まで
□ 公立小中学校における児童生徒の SOS の出し方教育の実施率	—	全小中学校で実施
□ いじめ等に関する定期的なアンケートや個別面談等の実施	全小中学校で実施	全小中学校で実施
□ 教育相談体制の充実・見直し	状況に応じて各学校で実施	年 1 回
□ 子どものこころの健康やストレス対処法等についての研修会の実施 (対象：市内小中学校の教員及び保護者)	年 2 回	年 2 回
□ ポスター・カード・チラシの、学校・子ども・家庭への配布	ポスターの配布： (全小中学校及び村山地区高等学校) 67 校 カードの配布： (小4～高3の児童生徒) 29,000 枚 チラシの配布： (小1～中3の児童生徒の保護者) 20,000 枚	ポスターの配布： (全小中学校及び村山地区高等学校) 67 校 カードの配布： (小4～高3の児童生徒) 29,000 枚 チラシの配布： (小1～中3の児童生徒の保護者) 20,000 枚

② 若者への支援

【現状と課題】

- ・若年層へのこころの健康やストレスへの対処法に係る取組は学校等で実施していますが、今後も社会において直面するであろう様々な困難・ストレスへの対処法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）等、自殺対策に資する教育の実施を推進していく必要があります。
- ・不登校やひきこもり（*）など社会から孤立している若者がSOSを出した時に、それを受け止める身近な大人や居場所を地域の中に増やしていく必要があります。



【取組】

ア 学生相談

学業や人間関係、健康に関すること等、学生のような悩みについて、学内の教員や保健室、学外のカウンセラーによる相談等、相談支援体制の整備を行っています。（主な関係機関：山形県立保健医療大学）

イ 就学・就労していない若者への支援

不登校、ひきこもり、高校中退等の困難を有する若者や家族に対して、家庭訪問や来所相談等を行い支援しています。また、居場所づくり、学び直し等の支援を行っています。（主な関係機関：若者相談支援拠点）

取組	主な担当部署
ウ 障がいのある方への相談支援 本人や家族等からの相談について、障がいや発達段階に応じた支援を提供し、精神的負担の軽減を図っています。	障がい福祉課

(4) 勤務・経営問題による自殺対策

P. 43～44 参照

重点施策 1

(5) 高齢者の自殺対策

P. 45～46 参照

重点施策 2

(6) 自殺未遂者への支援

医療と地域の連携体制の構築についての検討

【現状と課題】

- ・ P. 10の表5では、本市の自殺者の自殺未遂歴は、24%で全国（20%）より高く、自殺未遂で救急搬送される人は平均80件/年近くいる現状です（山形市消防本部H25～29年の5年間統計より）。自殺未遂者は自殺者の10倍いると考えられている現状です（厚生労働省より）。
- ・ 未遂者に対する支援は、個人情報の問題や連携体制の未整備により実施できていない現状ですが、医療機関や相談機関などと連携した支援が必要です。



取組	主な担当部署
自殺未遂者やその家族の相談に応じ、抱えている悩みに応じて専門相談機関を紹介するとともに、退院後家族や知人等の身近な支援者や医療機関、相談支援機関と連携を図りながら支援します。	健康増進課 精神保健・感染症対策室

(主な関係機関：各医療機関相談室・各相談支援機関)

(7) 遺された人への支援

自死による遺族（遺児等を含む）のニーズに対する情報提供等の支援

【現状と課題】

- ・ 自殺者1人に対して、周囲で影響を受ける人は5～10人いると考えられています（厚生労働省より）。現在、自死による遺族等に対する支援は県で行われており、本市ではその取組の周知や情報提供に努めていますが、更なる周知が必要です。



取組	主な担当部署
<ol style="list-style-type: none">① 県が行っている自死遺族の分かち合いの場や自死遺族の相談先をホームページや広報紙に掲載するとともにチラシ等による周知に努めます。② 多くの自死遺族が直面する生活・経済上の問題を把握し、情報提供を行うとともに、庁内及び関係機関の窓口丁寧にいきます。③ 窓口対応にて遺族等に二次被害を与えることがないように、庁内窓口担当者に対し、遺族等についての正しい理解と対応方法の周知を図ります	健康増進課 精神保健・感染症対策室

(主な関係機関：山形県精神保健福祉センター)

(8) 社会全体の自殺リスクを低下させる

【現状と課題】

- ・自殺リスクの高い問題を抱える人への支援や取組は、各々の分野で実施されているが、様々な背景にある課題に対応しきれていない現状です。また、社会問題の多様化が進む中、更なる推進が求められています。
- ・我が事・丸ごと地域づくり推進モデル事業や、生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業をとおし、制度の狭間にある人、また複合的な課題を抱えている人に対して支援を行っているが、今後、自殺対策と連動させる必要があります。
- ・無職者・失業者に対しては、早期再就職支援や失業によるこころの悩み相談等をハローワークの窓口で、若者無業者等の職業的自立を目指す取組を地域若者サポートステーションにおいて実施していますが、他にも様々な生活上の問題を抱えていることが多いため、多分野の相談支援窓口と連動した対応が求められています。
- ・社会全体の自殺リスクを減少させるために、各々の分野で実施されている事業を体系的につなぎ、社会的に取組を強化する必要があります。

① ひきこもりへの支援の充実

【現状と課題】

- ・ひきこもり状態にある人やその家族は、その状況に悩みながらも誰にも相談できず、社会から孤立し、長期化する傾向にあります。本市においてもひきこもりに関する相談を受ける機会が増加し、その相談内容により関係機関につなぐ役割を担っております。我が事・丸ごと地域づくり推進モデル事業や、生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業での支援を行う中で、ひきこもりに関する相談も受けておりますが、自殺対策とは連動していない状況にあります。



取 組	主な担当部署
ア ひきこもり状態にある人やその家族を対象に、精神科医師による個別相談を提供するとともに家族同士の情報交換の機会を提供します。	
イ 外出困難なひきこもり状態にある人や家族に対して生活実態を把握し、社会との接点を持つ機会を提供するために家庭訪問を行います。また、県が設置する「ひきこもり地域支援センター」や「若者相談支援拠点」等の関係機関や相談支援機関と連携して継続支援を行います。	健康増進課 精神保健・感染症 対策室 生活福祉課
ウ ひきこもり支援に関わる関係機関に対し、困難事例の情報共有、適切な対応方法の検討や連携の強化を図ることを目的に事例検討会などを開催し、対応力の向上を図ります。	

(主な関係機関：山形県精神保健福祉センター、若者相談支援拠点)

② 生活困窮者の自殺対策

P. 47～48 参照

重点施策 3

③ 無職者・失業者の自殺対策

P. 49～50 参照

重点施策 4

④ 消費生活に関するトラブルへの対応

【現状と課題】

- ・消費生活相談の範囲は広く様々な分野の相談が寄せられますが、複合的な問題に関しては、関係機関との連携による解決に向けた対応が必要です。
- ・深刻な状況を伴う消費者被害や多重債務問題は、早期対応が早期解決につながります。



取 組	主な担当部署
ア 消費生活専門相談員による消費生活相談・多重債務相談を実施し、関係する相談機関と連携を図りながら、必要に応じて適切な支援先につなぐことで問題の早期解決を図ります。	消費生活センター
イ 山形県多重債務者対策協議会の構成機関として、県内の関係行政機関及び金融機関、弁護士会、司法書士会等の構成機関・団体と相互に連携を取りながら、総合的かつ効果的に多重債務問題の改善を図ります。	

⑤ 妊産婦への支援の充実

【現状と課題】

- ・核家族化や地域のつながりの希薄化等により、地域における妊産婦やその家族を支える力が弱まり、妊娠・出産・子育ての負担や不安が増えている現状です。
- ・妊産婦は子育てへの不安や生活環境の変化から、身体的、精神的に不安定になりやすい現状にあります。思うように子育てが出来ず、一人で抱え込んでしまいストレスを感じる人が増えています。
- ・子育て家庭の孤立防止のため、地域や関係機関が連携を図り、地域で子育てをサポートする体制作りが必要です。
- ・妊産婦への支援や相談窓口が増え、支援体制は強化されてきていますが、それぞれの関係機関の連携や情報共有の体制作りが必要です。
- ・子育てに関する諸施策との連携を図りながら適切な支援を進める必要があります。



取 組	主な担当部署
ア 妊娠届出時やママパパ教室等様々な機会を捉え、出産前からマタニティブルー（*）や産後うつについて、基礎的知識の普及に努めます。	母子保健課
イ 産後ケア事業の充実を図り、産後の心身のケアや育児サポート等を行い、関係機関と連携しながら産後安心して子育てができる支援体制を確保します。	

⑥ ひとり親家庭に対する支援の充実

【現状と課題】

- ・家庭の状況が多様化し、結婚に対する考え方が大きく変化していることなどを背景に、ひとり親家庭が年々増加しています。
- ・様々な問題により、一時的及び長期的に子どもを養育できない方や、養育に困難を抱える方を対象に、生活相談や経済的負担軽減を行っています。



取 組	主な担当部署
ひとり親家庭の生活相談や自立に向けた相談に応じ、情報提供や助言・支援を行います。また、必要に応じ、支援・関係機関と連携した対応を行います。	家庭支援課

⑦ 児童虐待への支援の充実

【現状と課題】

- ・身体的・性的虐待、暴言や面前DV(*)等の心理的虐待、ネグレクト、その他不適切な関わりを受けたことにより、攻撃的な言動、自尊心の低下、不安、うつ、自傷行為、言語・記憶力の低下、知的・認知機能の低下等が出現し、人間関係・社会への不適応につながる恐れがあります。そのため、特に発達段階にある児童への虐待予防、早期発見、適切なケアが重要です。



取 組	主な担当部署
子育て中の保護者からの各種相談に応じるとともに、要保護児童対策地域協議会において、様々な関係機関と連携しながら児童虐待の予防、早期発見に努めます。併せて、総合的な支援拠点を設置し、対応力の強化を図ります。	家庭支援課

基本施策5) 関係機関の機能強化及びネットワーク体制の構築

本市の自殺対策が最大限その効果を発揮するには、国、県、関係団体、民間支援団体、企業、地域、そして市民が連携・協働し、総合的かつ効果的に推進することが必要です。そのためには、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として取り組む必要があります。

また、自殺対策において、行政や関係機関等では成し得ない取組を民間支援団体で担っていたり、小地域の住民活動の中で住民同士がネットワークを築き、支援していたりすることで、課題解決につながる事例もあります。しかし、人材不足等の問題で、継続した活動や新規事業の取組が困難な状況であることも、現状の課題としてあります。そのため、民間支援団体や地域活動の中で、地域の問題解決力の向上を目指し、地域の課題やニーズを把握し、相談支援の担い手育成や取組への支援等を行います。

(1) 地域における関係機関の機能の強化

【現状と課題】

- ・自殺の背景にある複雑多岐にわたる要因に対して、相談や対応を行う人材の確保・資質向上が求められています。
- ・地域福祉活動や自殺対策に資する取組を行う団体では、人材不足や育成が課題となっています。
- ・継続した取組、事業を行うための支援が求められています。



① 民間支援団体における自殺対策に関わる人材育成や相談支援事業等に対する支援

取 組	主な担当部署
ア 保健・医療・福祉・税務・住宅等の庁内関係課窓口担当職員と、地域における関係機関や民間支援団体等の連携を促進するため、福祉まるごと相談員事業（地域福祉相談支援体制構築モデル事業）や国、県の施策と連動した人材育成と資質の向上に努めます。	生活福祉課 健康増進課 精神保健・感染症対策室

(主な関係機関：山形県精神保健福祉センター)

② 民間支援団体における継続的な自殺対策の取組への支援

取 組	主な担当部署
ア 地域の民間支援団体の取組について、把握するとともに、継続した取組、事業を行うための支援をします。	健康増進課 精神保健・感染症対策室

(主な関係機関：山形県精神保健福祉センター)

(2) 地域における関係機関とのネットワーク体制の構築

【現状と課題】

- ・自殺対策を推進する上での基盤となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。自殺対策のためのネットワークではなく、自殺対策以外の目的で、地域に展開されている既存のネットワークや今後構築予定のネットワークと自殺対策との連携の強化にも取り組む必要があります。
- ・1つの要因に対する相談窓口は様々あり機能しているが、複合的な問題を抱える人に対して、包括的に支援する仕組みの整備が整っていない現状です。
- ・地域での見守り活動は民生委員・児童委員、福祉協力員等の協力のもと実施しているが、今後は地域ぐるみで自殺対策に取り組む必要があります。
- ・地域や自殺対策の現場で具体的な連携を図る機会と場所づくりをしていく必要があります。



① 地域におけるネットワークの強化

取 組	主な担当部署
ア (仮称)いのち支える山形市自殺対策協議会の開催 学識経験者や関係機関並びに民間支援団体等と密に連携を図りながら、山形市全体で自殺対策を総合的に推進していくために、(仮称)いのち支える山形市自殺対策協議会を開催します。	健康増進課 精神保健・感染症対策室
イ 関係機関と他分野間との連携・調整を図り、適切な支援が受けられるようコーディネートする「福祉まるごと相談員」の活動を推進します。	生活福祉課
ウ 地域住民が集会所等を活用し、相互に交流を図ることができる活動拠点づくりを推進します。	

- エ 福祉協力員は同じ地域で暮らす住民として、日頃から身近な地域の中での見守り・声かけ・訪問活動を行い、問題等の早期発見、早期対応を図ります。顔の見える関係づくりを心がけて、誰も孤立することのない地域づくりを進めます。

(主な関係機関：市社会福祉協議会)

② 特定の問題に関する連携・ネットワーク体制の推進

取 組	主な担当部署
自殺対策以外の目的で、地域に展開されている既存のネットワークや今後構築予定のネットワークと自殺対策との連携の強化に努めます。	生活福祉課 障がい福祉課 家庭支援課 済生館 健康増進課 精神保健・感染症対策室

(主な関係機関：山形県精神保健福祉センター)

<成果指標>

項 目	現状値 平成 30(2018)年度	目標値 平成 35(2023)年度まで
□ (仮称)いのち支える山形市自殺対策協議会の開催回数	—	年 1 回

3 重点施策

重点施策 1) 勤務・経営問題に関わる自殺対策

【現状と課題】

- ・ P. 8の図5より、本市の自殺者の4割近くは有職者であり、そのうち、20～59歳男性有職者の自殺者が約65%を占めています（P. 7の表3山形市の主な自殺の特徴より）。
- ・ P. 10の図7より市内にある事業所の97%は50人以下の中小事業所で、その中でも89%が19人以下の小規模事業所である。多くの労働者が勤務する中小事業所では、メンタルヘルス対策の遅れがある現状です。
- ・ 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス(*))をいう。以下、『ワーク・ライフ・バランス』とする。)の推進やストレスチェックの実施等、メンタルヘルスの向上に向けた各種取組の実施の推進を行うことが必要です。
- ・ 勤務・経営問題による自殺対策は、勤務環境、労働環境の多様化に対応できるよう、単に職域、各事業所での対策だけでなく、自殺対策推進の上でも地域産業保健センターや商工会議所等の関係機関との連携が必要となり、行政や地域の業界団体の役割が重要視されます。
- ・ 勤務に関する悩みを抱えた方が、適切な相談・支援先につながるができるよう相談体制の強化や相談窓口の周知を徹底するとともに、本市においても自殺リスクを生まないような労働環境をどのように整備していくかが課題となります。
- ・ 働き方改革の諸施策との連携を図りながら進める必要があります。

【主な施策と具体的内容】

(1) 勤務・経営問題による自殺リスクの低減に向けた取組の継続及び関係機関との連携

取組	主な担当部署
① 男女の働き方の意識変化を促し、労働や生き方に関する自殺リスクの軽減を図るため、男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスの重要性について啓発を図ります。	男女共同参画センター
② 職場や地域など様々な場所で、こころの健康づくりについて正しい知識の普及啓発を図ります。また、中小事業所の経営者及び中小事業所の相談を担当する関係機関の担当者を対象に「こころを支えるサポーター講座」を実施します。	健康増進課 精神保健・感染症対策室
③ 企業支援・創業支援を行うとともに、関係機関との連携を図ります。 ア 中小企業・小規模事業者の持続的経営や発展のため、商工会議所等と連携し、専門家を派遣するなど、経営の支援を図ります。 イ 中小企業・小規模事業者の安定した経営を支援するため、金融対策も推進します。 ウ 働き方改革の諸施策を取り組む上で、労働基準監督署等の関係機関と連携を図ります。 エ 過労死等防止対策推進法に基づいた施策を行う労働基準監督署の取組について、周知の協力を行います。	雇用創出課

④ 勤務問題による自殺リスクの低減に向けた以下の取組を継続し、関係機関との連携に努めます。

ア 過重労働による健康障害防止のための総合対策の指導（集団指導、個別指導）

イ ストレスチェック（心理的な負担の程度を把握するための検査）の指導及び導入支援

ウ 職場や地域におけるメンタルヘルス（こころの健康づくり）対策(*)の推進

4つのケア（セルフケア（*）、ラインによるケア（*）、事業所内の産業保健スタッフ等によるケア、事業所外の社会的資源によるケア）の実施について指導します。

エ ハラスメント（*）防止対策

（主な関係機関：山形労働基準監督署、山形地域産業保健センター、山形市医師会）

⑤ 中小事業所の経営者に対する相談事業の実施（企業支援）

（主な関係機関：山形商工会議所）

（2）勤務問題の理解を深め、相談機関の周知を図る

取組	主な担当部署
① 市内の中小事業所の経営者を対象としたセミナーにおいて、リーフレット等を配布したり、関係機関との連携を図り、相談先情報の周知や勤務問題の現状に関する啓発を図ります。	健康増進課 精神保健・感染症 対策室 雇用創出課

（主な関係機関：山形商工会議所）

② 勤務に関する悩みを抱えた方が、適切な相談・支援先につながるよう法律相談の他、関係機関との連携を図ります。（主な関係機関：山形県弁護士会）

（3）健康経営（※）に資する取組を推進する

取組	主な担当部署
① 山形県が推進する健康経営の普及啓発に協力し、健康経営は従業員の活力や生産性の向上など、企業の活性化をもたらし、企業価値の向上につながることを伝えていきます。	健康増進課 精神保健・感染症 対策室

（主な関係機関：山形商工会議所）

※健康経営とは…従業員の健康保持・増進への取組が、将来的に収益性等を高める投資であるという考えのもと、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること。

重点施策２） 高齢者の自殺対策

【現状と課題】

- ・本市の自殺者数の中で、上位２位に男性６０歳以上無職同居が入っています。また女性６０歳以上無職同居は５位となっていますが、全国の自殺死亡率との比較では、全国平均よりも高い状況となっています。
- ・主な自殺の危機回路では、男性では失業（退職）、生活苦、介護の悩み（疲れ）等の問題が上げられ、女性では身体疾患、病苦などの健康問題が上げられています。
- ・今後、単身高齢者世帯、高齢者夫婦世帯、認知症高齢者の増加が見込まれています。
- ・高齢者は加齢に伴う体力の低下などの身体的要因や活動意欲の低下等の心理的要因から、閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいという特有な課題を抱えています。
- ・このようなことから、自殺対策につながる取組としては、居場所づくりや社会参加の促進、高齢者の見守り体制や相談窓口の充実や強化、介護者支援、うつ等の介護予防に対する知識の普及・啓発が必要になっています。

【主な施策と具体的内容】

（１）高齢者の自殺対策についての知識の普及・啓発

取 組	主な担当部署
高齢者の身体的・心理的要因やその生活背景から抱え込みやすい自殺の危機経路やその予防について、高齢者自身やその支援者に対し、機会を捉えて情報提供を行います。	健康増進課 精神保健・感染症対策室

（２）居場所づくり等の推進による社会参加の強化

取 組	主な担当部署
① 高齢者自身も担い手として関わる居場所づくり（住民主体の通いの場や介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスB等）について、生活支援コーディネーターによる支援とともに、一定の要件を満たす団体には、補助や専門職の派遣などの支援を行います。	長寿支援課
② 生活支援のための担い手養成研修を定期的実施し、高齢者の社会参加の促進を図ります。	雇用創出課
③ ふれあいいきいきサロンなどの居場所づくりを行う山形市社会福祉協議会、高齢者の生きがいづくりや就労機会の場を提供する老人クラブやシルバー人材センター等の効果的な運営を支援します。	生活福祉課

(3) 関係機関の連携した支援

取 組	主な担当部署
<p>高齢者の身近な相談窓口である地域包括支援センターの体制強化・周知を進めていきます。さらに地域で高齢者の見守り活動を行う民生委員や福祉協力員等の地域の福祉関係者、医療・介護サービス事業者等の関係機関で連携した支援を推進します。</p>	<p>長寿支援課 健康増進課 精神保健・感染症対策室</p>

(4) 介護者への支援の充実

取 組	主な担当部署
<p>① 介護を必要とする方やその家族が、介護保険サービス等の必要な支援を受け、介護者の負担軽減が図られるように体制の整備を図ります。</p> <p>② 地域で安心して生活ができるよう、地域包括支援センター等の相談支援の充実を図るとともに、家族介護者の交流会を実施します。</p>	<p>介護保険課 長寿支援課</p>

(5) 高齢者等の疾病・健康不安に対する支援

取 組	主な担当部署
<p>① 青年期から健診・保健指導を受ける機会を提供し、高齢者の健康を損ねる要因となる糖尿病や脳血管疾患等の生活習慣病予防に努めます</p> <p>② 介護予防教室等で知識の普及啓発を行い、特に高齢者の運動の機会が確保されるよう、住民主体の通いの場の普及や健康づくり講座等への参加を進めます。</p> <p>③ 高齢者への訪問やアンケート、我が事・丸ごとの地域づくりに向けた取組等により、早期に高齢者の変化に気づき対応できる体制の構築を進めます。</p>	<p>健康増進課 精神保健・感染症対策室 長寿支援課 生活福祉課</p>

重点施策3) 生活困窮者の自殺対策

【現状と課題】

- ・平成24～28年の本市の自殺の原因・動機として、「健康問題」の次に多いのが「経済・生活問題」となっています。また、P. 14の図14より本市の生活保護の保護率は平成20年度以降増加傾向にあり、P. 16の表12より福祉まるごと相談窓口の相談内容として、生活困窮の問題がより多い状況にあり、継続した生活困窮者支援対策を推進する必要があります。
- ・生活困窮者はその背景として、精神疾患、長期療養を要する慢性疾患、介護、多重債務、依存症、発達障がい等多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、孤立しやすい傾向があります。こういった様々な背景を抱える生活困窮者は、自殺リスクが高いことを認識した上で、効果的な生活困窮者支援対策を推進することが求められます。
- ・生活扶助等の経済的支援だけでなく、就労や心身面での疾患への治療等、医療や保健等の様々な関係者が、分野を越えて協働し、様々な取組を通じて包括的な支援を行っていく必要があります。
- ・生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携について国を挙げての取組が進められており、本市でも生活困窮者に対する支援と自殺対策との連携の向上を図り、「包括的な生きる支援」としての対策が必要となります。

【主な施策と具体的内容】

- (1) 各相談支援機関の生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化

取組	主な担当部署
① 生活困窮者が抱えている多様で複合的な問題を包括的に受け止め、自立に向けて必要な支援やサービスに結びつける「自立相談支援事業」を推進するとともに、生活支援や就労支援を継続して行います。	生活福祉課
② 自立相談支援機関（生活サポート相談窓口）と保健・労働・司法等の関係機関との連携強化を図り、ワンストップサービス（*）による支援を行います。	生活福祉課

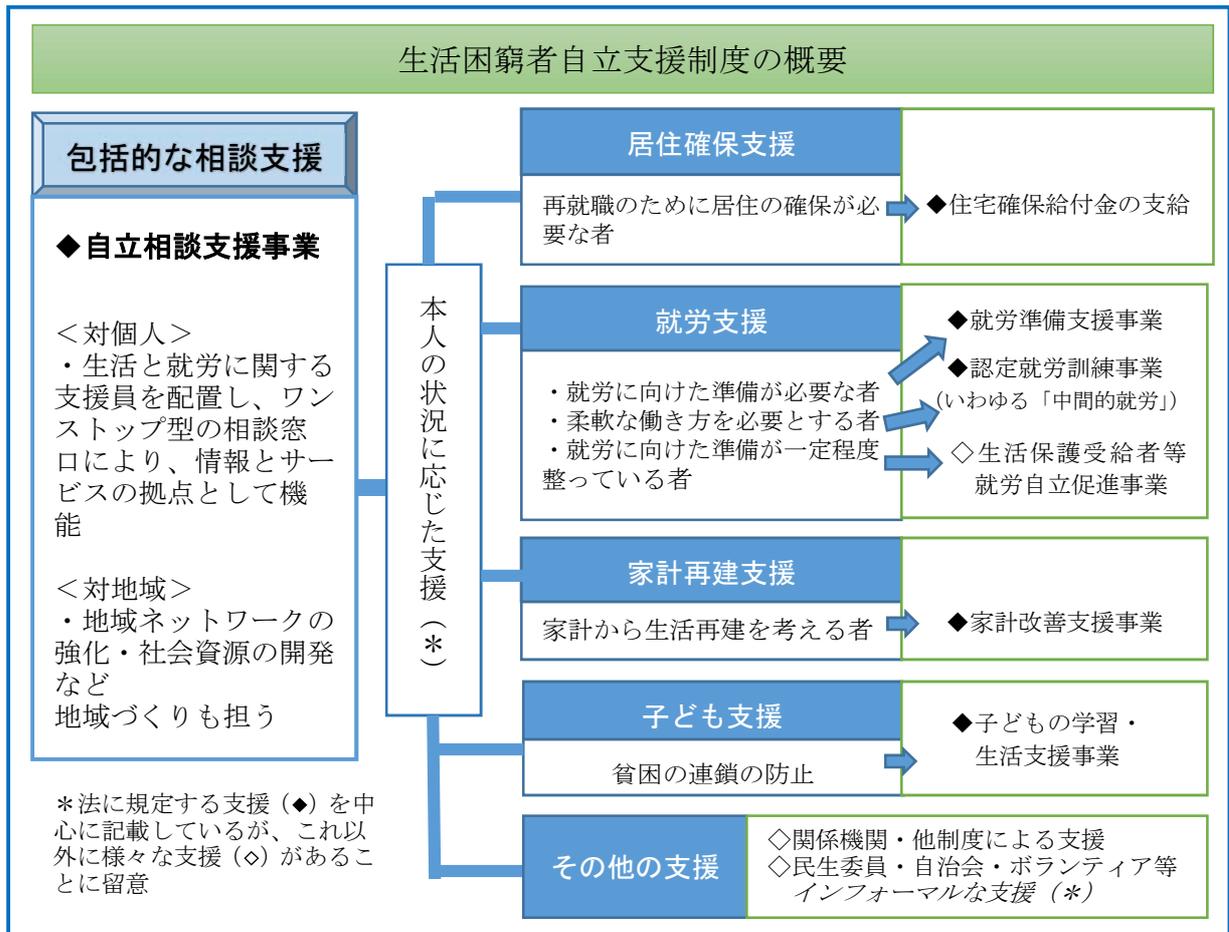
- (2) 「生きることの包括的な支援」を行う職員及び関係者の資質の向上

取組	主な担当部署
自殺リスクを抱え社会的に孤立した生活困窮者に対し、支援へつなぐ活動が効果的に行えるよう職員及び関係者の知識・技能の習得を図ります。	健康増進課 精神保健・感染症 対策室

(3) 社会的に孤立した生活困窮者を包括的に支援するための庁内連携体制の構築

取組	主な担当部署
① 庁内の福祉、就労、教育、税務、住宅、自殺対策を担当部署その他の関係部局において、生活困窮者を把握した場合、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立支援制度の利用の勧奨等を行います。また、生活困窮者が自立相談支援機関につなぐ活動が効果的に行えるよう庁内の連携体制を構築します。	生活福祉課
② 複合問題を抱える生活困窮者の情報を庁内関係部署から自立相談支援機関につなげられるような庁内の連携体制を構築します。	
③ 自立相談支援機関と自殺予防に関する相談窓口との連携を強化します。	生活福祉課 健康増進課 精神保健・感染症対策室

<参考>



重点施策4) 無職者・失業者の自殺対策

【現状と課題】

- ・本市の自殺者が多い区分では無職者に偏る傾向があり、特に20～60歳代同居の男性の自殺が多い現状です。就労は経済・生活問題に直結しますが、就労に結びつかない背景には、障がいや疾病等の健康問題、引きこもりや家族の介護等の社会的な問題、人間関係問題等様々な問題があります。また、一旦、うつ病やストレス関連の依存症等で長期間休職した場合、職場復帰が困難となり、失業するという問題もあります。
- ・無職者・失業者に対しては、早期再就職支援や失業によるこころの悩み相談等をハローワークの窓口で、若者無業者に対しては地域若者サポートステーションにおいて職業的自立を目指す取組を実施しています。
- ・山形県精神保健福祉センターの「山形県における自殺死亡と地域要因」（平成30年5月）では、その時点での本市の完全失業率は県内でも上位にあり7番目に高くなっています。その背景として、地域での職の選択の自由度（自分の特性、賃金や待遇などの労働環境要因が自分の求める条件に見合うかどうか）の反映が考えられると考察されています。
- ・無職者・失業者の多くは、就労という大きな課題はありますが、就労の妨げとなる生活上の問題や課題は様々あり、それらに目を向け解決することも重要です。そのためには、多職種、多分野で支える当事者本位の支援体制を構築し、無職者・失業者が地域の中で孤立することなく適切な相談支援機関とつながることが必要です。

(1) 失業者等に対する相談窓口等の充実

取 組	主な担当部署
① 失業者等に対しては相談窓口をとおり、早期再就職支援等の各種雇用対策を関係機関と連携しながら推進していきます。	生活福祉課
② 失業に直面した際に生じるこころの悩み相談や様々な生活上の問題に関する相談にも対応し、失業者への包括的な支援を行います。	

③ 求職者への支援

- ア 職業相談を継続し、相談者のニーズを把握し適切な就職支援を行います。
- イ 求職者カウンセリングコーナーの設置を継続し、求職活動を行う上での精神的な安定が図られるよう支援します。
- ウ 他の相談機関との連携を図り、就職以外の相談機関に関する情報提供に努めます。

(主な関係機関：ハローワークやまがた)

(2) 職業的自立へ向けた若者への支援

取 組	主な担当部署
① ハローワークやまがた等関係機関と連携し、若年無業者等への職業的自立支援を個別的・継続的・包括的に行います。	生活福祉課

(主な関係機関：ハローワークやまがた、やまがた若者サポートステーション)

② 無職者・失業者が社会的に孤立することなく、地域とつながり、支援とつながることができるよう、居場所づくり等推進していきます。	生活福祉課
---	-------

(主な関係機関：若者相談支援拠点)

第5章 山形市における自殺対策の推進体制

1 推進体制

(1) 山形市自殺対策計画策定検討会議（平成30年度）

行政や関係機関、学識経験者、民間支援団等の有識者により構成された会議です。自殺対策計画策定にあたって、自殺対策の課題と対応方策及び行政、関係機関及び関係団体の連携に関する意見を聴取します。

(2) (仮称)いのち支える山形市自殺対策協議会（平成31年度～）

行政や関係機関、学識経験者、民間支援団等による会議で、本計画策定の進捗管理や意思決定、広報等を行います。自殺に関わる情報の収集や地域におけるネットワーク体制の構築を図り、総合的な自殺対策を推進していきます。

(3) 山形市自殺対策推進庁内連絡会議

市民生活部長を委員長とし、各部局関係課長で構成される会議です。全庁的、庁内横断的に「生きることの包括的な支援」として本計画に基づき自殺対策を推進します。

2 推進主体の基本的な役割

(1) 市

地域の実情に応じた自殺対策計画を策定し、住民に最も身近な立場から総合的かつ計画的に自殺対策を推進します。また、自殺や自殺の背景にある社会的要因に対する住民の理解を深めるための啓発活動、職域・学校・地域等における心の健康の保持等に関する取組を行います。そして、自殺対策を関係機関、民間支援団体、企業、学校、地域、住民等の連携による「生きることの包括的な支援」を展開します。

(2) 関係機関（保健、医療、福祉、法律等の自殺対策に関係する機関等）

活動内容が自殺対策に寄与し得る関係機関は、相互の連携に向けた取組を行うとともに、それぞれの専門的な立場から、自殺対策に積極的に参画することが求められます。

(3) 学校

教職員等に対する自殺予防に資する教育や、児童、生徒等に対する心の健康の保持や困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等の教育又は啓発を家庭、地域、関係機関と連携しながら取り組む必要があります。

(4) 民間支援団体

自殺対策を推進していくには、行政のみならず継続した民間支援団体の取組が重要です。直接自殺防止を目的とする活動だけでなく、その他の関連する分野での活動も自殺対策に寄与し得るということを理解するとともに、他機関と連携・協働し、積極的に自殺対策に参画することが求められます。

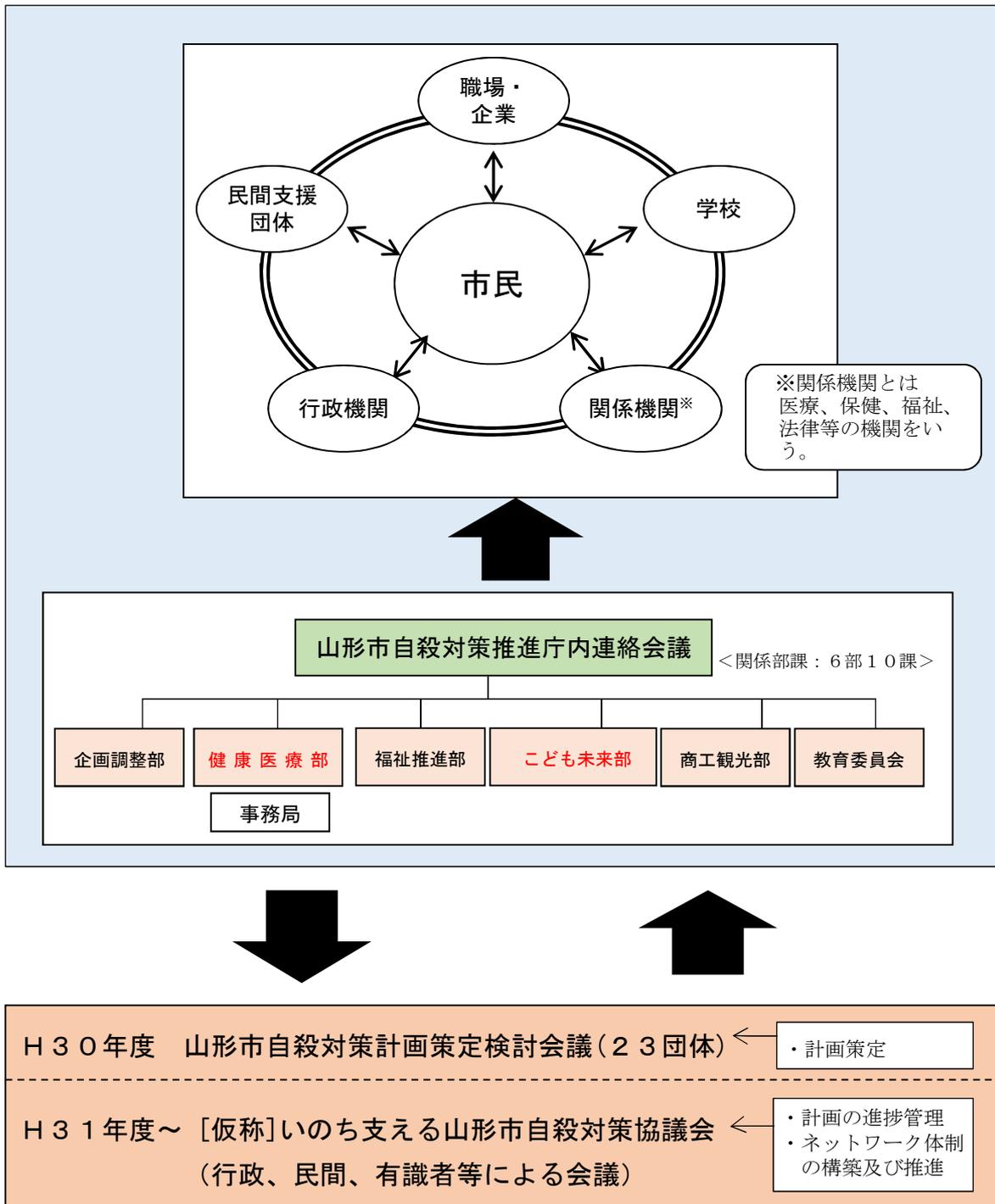
(5) 職場・企業

職場や企業では、従業者等の心の健康の保持や生命身体の安全の確保を図ることなどにより自殺対策において重要な役割を担うことを認識し、ストレス関連疾患や勤務問題による自殺の防止など、積極的に自殺対策に参画することが求められます。

(6) 市民

自殺の状況や生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性への理解と関心を深めるとともに、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であることを認識することが重要です。そういった危機に直面した場合には、誰かに援助を求めることが大切であるということや、自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、危機に陥った人の心情や背景への理解を深めるよう努めることが求められます。また、自らの心の不調や周りの人の心の不調に気づき、適切に対処することができるようにするなど、主体的に自殺対策に取り組むことが必要です。

推進体制イメージ図



資料集

山形市自殺対策計画策定検討会議開催要綱

(目的)

第 1 条 自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）第 13 条第 2 項の規定による「(仮称) 山形市自殺対策計画」の策定に当たり、有識者等から本市の自殺対策等について専門的意見を聴くため、山形市自殺対策計画策定検討会議（以下「会議」という。）を開催する。

(所掌事項)

第 2 条 会議においては、次に掲げる事項について意見を聴くものとする。

- (1) 「(仮称) 山形市自殺対策計画」に関する事。
- (2) 本市における自殺対策の課題と対応方策に関する事。
- (3) 本市の自殺対策の推進方策に関する事。
- (4) 行政、関係機関及び関係団体の連携に関する事。
- (5) その他本市の自殺対策について必要な事項に関する事。

(構成)

第 3 条 構成員の数は、25 人を上限とする。

2 構成員は、次に掲げる者のうちから、市長が会議を開催しようとするたびごとに依頼する。

- (1) 医療・保健・福祉関係機関に属する者
- (2) 学識経験者
- (3) 労働関係機関に属する者
- (4) 教育関係機関に属する者
- (5) 法律関係機関に属する者
- (6) 地域関係団体等に属する者
- (7) 自殺対策の関係機関又は関係団体に属する者
- (8) その他市長が必要と認める者

(会議)

第 4 条 会議を円滑に行うため、会議の開催の都度、構成員のうちから座長及び副座長各 1 人を選出する。

- 2 座長は、会議の進行を担当する。
- 3 副座長は、座長を補佐する。

(委任)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、会議について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 27 日から施行する。

山形市自殺対策計画策定検討会議委員名簿

分 野	機 関
学識経験者	公立大学法人山形県立保健医療大学
保健・医療	山形市医師会
	社会医療法人公徳会 若宮病院
	山形市薬剤師会
	山形大学医学部附属病院
福 社	山形市社会福祉協議会
	地域包括支援センターふれあい
	社会医療法人二本松会地域活動支援センターおーる (山形市障がい者自立支援協議会)
地 域	山形市民生委員児童委員連合会
	認定特定非営利活動法人 発達支援研究センター
労 働	山形地域産業保健センター (山形市医師会受託)
	山形商工会議所
	山形労働基準監督署
	山形公共職業安定所 (ハローワークやまがた)
教育関係	小学校校長会
	中学校校長会
	山形市立商業高等学校
自殺対策関係	山形県精神保健福祉センター
	村山保健所
	社会福祉法人 山形いのちの電話
その他市長が必要 と認める機関	山形警察署
	山形市消防本部
法律関係	山形県弁護士会

山形市自殺対策推進庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における自殺対策に関し、庁内関係部署の緊密な連携及び協力により自殺対策を総合的に推進するため、山形市自殺対策推進庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議及び検討する。

- (1) (仮称)山形市自殺対策計画の検討及び推進に関すること。
- (2) 自殺対策に係る関係部局間の連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自殺対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる職にある委員をもって組織する。

(委員長)

第4条 連絡会議に委員長を置き、市民生活部長をもって充てる。

- 2 委員長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、健康課長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に前項の会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、市民生活部健康課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月27日から施行する。

別表（第3条関係）

男女共同参画センター所長

生活福祉課長

長寿支援課長

障がい福祉課長

こども保育課長

雇用創出課長

学校教育課長

社会教育青少年課長

スポーツ保健課長

市民生活部長

健康課長

生きる支援の関連事業一覧（庁内の取組）

資料3-①

※本計画では庁内の関係各課の取組を掲載しております。

1. 自殺の実態を明らかにし、効果的な対策を企画・実施する

(1) 地域の自殺の実態を明らかにする

	事業名等	事業概要	担当部署
1	既存統計等を活用した自殺の実態把握	自殺に特化した統計等を活用 ・厚生労働省人口動態統計や警察庁自殺統計等 ・国の自殺総合対策推進センターや県精神保健福祉センターの自殺に関する統計	健康課

(2) 効果的な施策を企画・実施する

	事業名等	事業概要	担当部署
1	自殺対策の推進	自殺対策推進庁内連絡会議等を開催し、各部署の役割や事業・取組状況を共有する。	健康課

2. 気づき見守る人材を育成する

(1) 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す

	事業名等	事業概要	担当部署
1	男女共同参画センター学習事業	男女共同参画講座やエンパワーメント講座、DV防止講座など、男女共同参画に関わる講座を行い、男女共同参画社会の実現の推進を図る。	男女共同参画センター
2	いのちに関する指導推進事業	教職員や保護者に、産婦人科などの専門医、助産師を講師とし生命やに関する指導の充実を図る。また、各学校においても指導計画を立て、児童生徒に対しても生命や人権教育を実施する。	スポーツ保健課
3	「こころ支えるサポーター講座」	市民及び市職員、地域の医療・福祉関係機関、健康ボランティア団体等を対象に、個人が取り組めるこころの健康づくりや悩んでいる身近な人への適切な相談機関へのつなぎ等を講義、演習形式で実施する。	健康課
4	青少年相談事業（少年相談員研修）	相談員の資質向上を目的に、青少年の悩みへの寄り添い方、導き方、現代の青少年の悩みについての研修を実施する。	社会教育 青少年課
5	我が事・丸ごと地域づくり推進モデル事業	(1)地域力強化事業（平成29年10月実施） 集会所等を活用し、地域住民等が相互に交流を図ることができる活動拠点を設置。活動拠点において、地域住民等が地域生活課題を自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることができる体制を構築する取組を行う。 (2)地域福祉相談支援体制構築モデル事業（平28年9月実施） 相談機関や他分野間との連携・調整を図り、適切な支援が受けられるようコーディネートする「福祉まるごと相談員」を配置し、複合的な課題や制度の狭間の問題を横断的・包括的に把握・整理し、適切な支援を受けられる体制を構築する取組を行う。	生活福祉課
6	個人面談・教育相談	いじめ調査アンケートへの対応期間と重ねるなどして、児童生徒との面談を実施し児童の話や悩みに耳を傾ける教育相談週間や保護者との個人面談期間を設けることで、児童生徒や家庭との信頼関係の構築、児童生徒理解の深化、家庭との連携強化を図る。	学校教育課
7	いのちの学習	いのちの学習全体計画を作成して学校生活全般にわたっていのちの学習を推進し、生命を尊重する態度を育て、やさしさと思いやりをもって心豊かに生きる児童生徒を育てる。	
8	薬物乱用防止教室	いのちの学習の一環として薬物乱用防止教室を開催することによって、薬物の危険性について学ぶとともに、生命を大事にする態度を育てる。	
9	特別な支援を必要とする児童生徒への対応	特別な支援を必要とする児童生徒とその保護者と困り感を共有し、どのような指導支援が適切なかを、学校と保護者が協力して取り組む。	
10	縦割り班活動	異学年の児童の積極的な関わりをめざして、縦割り学年で班を編成し、遊びや清掃を含めた様々な活動を実施している。	

3. 市民への啓発・周知

(1) 自殺の現状や自殺対策に関する市民の理解の促進

	事業名等	事業概要	担当部署
1	若年層を対象としたDV防止啓発事業	高校生を中心とした若年層に対して、講座等実施時や若年層がよく利用する駅や大型商業施設などでパンフレット、啓発リーフレット等を配布し、予防啓発と相談する場所の周知を図る。	男女共同参画センター
2	小・中学生向け自殺防止啓発事業	小・中学生に「いのち」の大切さを学ぶ出前講座を行い、人権尊重について学ぶことで、健全な心を育て、自殺防止や暴力防止を図る。	
3	配偶者暴力(DV)防止関連事業	DV等被害者からの相談に対し、必要な助言や制度の紹介、関係機関との連携により対応し、DV等被害者を支援する。DV対策庁内連絡会議を設置し市の関連各課と連携してDV防止と被害者支援・保護を行う。また、DV防止啓発を行い、DVの防止と相談機関等の周知を行う。	
4	自殺予防週間及び自殺対策強化月間における啓発普及事業	自殺予防週間及び自殺対策強化月間において、市民に対して自殺やうつなどの精神疾患、こころの健康づくりについての正しい知識を普及啓発するため、ポスター掲示、パンフレット・啓発グッズ配布などを行う。	健康課
5	メンタルチェックシステム「こころの体温計」	パソコンやスマートフォン、携帯電話を利用して、ストレス度や落ち込み度がわかる「メンタルチェックシステム こころの体温計」を市のホームページに設置している。	
6	既存統計等を活用した自殺の実態把握	自殺に特化した統計等を活用 ・厚生労働省人口動態統計や警察庁自殺統計等 ・国の自殺総合対策推進センターや県精神保健福祉センターの自殺に関する統計	
7	「こころ支えるサポーター講座」	市民及び地域の医療・福祉関係機関、健康ボランティア団体等を対象に、個々人が取り組めるこころの健康づくりや悩んでいる身近な人への適切な相談機関へのつながり等を講義、演習形式で実施。	
8	心の健康啓発コーナーの設置	毎年自殺者が多い3月の自殺対策強化月間に加えて、9月の自殺予防週間に、若い世代向けの書籍が多いヤングコーナー近くに「自殺」「心の健康」に関連する図書の特集コーナーを開設、また心の健康に関する相談窓口を記載したポスター、リーフレットや啓発グッズ等を設置して、来館者には相談窓口情報等の分かりやすい情報の提供を行う。	図書館
9	応急手当普及啓発	山形市応急手当普及啓発活動実施要綱に基づき、各種応急手当講習会を開催し、市民へ応急手当に関する正しい知識と技術の普及に努め、救命率の向上を図る。応急手当講習会を通じ、応急手当の重要性のほか、命の大切についても講話の内容に取り入れ、自殺予防を支援する。	山形市消防本部

3. 市民への啓発・周知

(2) 相談窓口などの情報発信

	事業名等	事業概要	担当部署
1	市民相談事務	市の行政に関する相談、生活上の相談及び法律的な相談等多岐にわたる分野で関係機関と連携しながら対応している。また、窓口、他機関で実施している相談窓口のパンフレットや各種啓発用のチラシ・ポスターを設置し、市民に対し相談に関する情報の周知啓発を図っている。	市民相談課
2	若年層を対象としたDV防止啓発事業	高校生を中心とした若年層に対して、講座等実施時や若年層がよく利用する駅や大型商業施設などでパンフレット、啓発リーフレット等を配布し、予防啓発と相談する場所の周知を図る。	男女共同参画センター
3	小・中学生向け自殺防止啓発事業	小・中学生に「いのち」の大切さを学ぶ出前講座を行い、人権尊重について学ぶことで、健全な心を育て、自殺防止や暴力防止を図る。	
4	配偶者暴力(DV)防止関連事業	DV等被害者からの相談に対し、必要な助言や制度の紹介、関係機関との連携により対応し、DV等被害者を支援する。DV対策庁内連絡会議を設置し市の関連各課と連携してDV防止と被害者支援・保護を行う。また、DV防止啓発を行い、DVの防止と相談機関等の周知を行う。	
5	生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業)	生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施し個々人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。また、関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援を行う。	
6	生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金)	離職により住居を失った、又はその恐れの高い生活困窮者に対して、家賃相当の給付金を有期で支給する。	生活福祉課
7	生活困窮者自立支援事業(家計改善支援事業)	生活困窮者の相談に応じ、家計表などを活用し、家計収支等に関する課題を分析し、家計状況の「見える化」と支援計画の作成を行い、モニタリングと出納管理の支援を実行し、相談者自らが家計の安定化を図り自立した生活の定着を促すよう支援を行う。	
8	生活困窮者自立支援事業(子どもの学習支援事業等)	生活保護世帯及び就学援助世帯の希望者に対し、子どもの学習・進路相談のほか、保護者に対する就学資金の相談や他団体実施の集合型学習支援事業の紹介・斡旋を行う。	
9	生活困窮者自立支援事業(就労準備支援事業)	直ちに就職が困難な者に対して、日常生活自立・社会生活自立に関する支援から、就労体験の機会の提供等を行いつつ一般就労に向けた技法や知識の習得等を促し、就労に結びつけるとともに、最終的には自立できるように支援していく。	
10	山形市くらしのガイドの発行	行政のしくみや市役所における各種手続き方法、助成制度などの情報のほか、暮らしに役立つ生活情報を手軽に入手できるよう暮らしのガイドを発行する。	広報課
11	求人情報サイト運営	市独自の求人サイト「ジョブっすやまがた」の運営。市内に事業所を有する企業等の求人情報を掲載し、求職者へ企業情報とあわせ提供している。	雇用創出課
12	心の健康啓発コーナーの設置	毎年自殺者が多い3月の自殺対策強化月間に加えて、9月の自殺予防週間に、若い世代向けの書籍が多いヤングコーナー近くに「自殺」「心の健康」に関連する図書の特集コーナーを開設、また心の健康に関する相談窓口を記載したポスター、リーフレットや啓発グッズ等を設置して、来館者には相談窓口情報等の分かりやすい情報の提供を行う。	図書館
13	自殺予防週間及び自殺対策強化月間における啓発普及事業	自殺予防週間及び自殺対策強化月間において、市民に対して自殺やうつなどの精神疾患、こころの健康づくりについての正しい知識を普及啓発するため、ポスター掲示、パンフレット・啓発グッズ配布などを行う。	健康課
14	メンタルチェックシステム「こころの体温計」	パソコンやスマートフォン、携帯電話を利用して、ストレス度や落ち込み度がわかる「メンタルチェックシステム こころの体温計」を市のホームページに設置している。	
15	応急手当感謝カードの配布	災害現場で、応急手当を実施した市民に対し、応急手当実施後に身体及び精神的不安を感じた場合の相談窓口を記載した「応急手当感謝カード」を配布する。	

4. いのち支える取組の充実

(1) 相談支援の充実

	事業名等	事業概要	担当部署	
1	市民相談事務	市の行政に関する相談、生活上の相談及び法律的な相談等多岐にわたる分野で関係機関と連携しながら対応している。また、窓口に、他機関で実施している相談窓口のパンフレットや各種啓発用のチラシ・ポスターを設置し、市民に対し相談に関する情報の周知啓発を図っている。	市民相談課	
2	法律相談	弁護士が、債務問題、人権問題など、自殺防止に係ることを含めた法律に関する相談を受ける。	男女共同参画センター	
3	DV相談窓口担当者研修会	相談窓口にかかる職員、関係機関の職員を対象に、DV防止法など関連法のかかわりを理解し、より適切な対応を行うための知識等を学ぶ。		
4	一般相談	カウンセラーが心の悩みを聞くことで、相談者が日常生活で抱える様々な不安や悩みを自ら解消するための支援とする。		
5	女性の思春期から更年期までの相談	助産師が女性の体の悩みを聞くことで、相談者の体に関する様々な不安や悩みを解消するための支援とする。		
6	配偶者暴力(DV)防止関連事業	DV等被害者からの相談に対し、必要な助言や制度の紹介、関係機関との連携により対応し、DV等被害者を支援する。DV対策庁内連絡会議を設置し市の関連各課と連携してDV防止と被害者支援・保護を行う。また、DV防止啓発を行い、DVの防止と相談機関等の周知を行う。		
7	要援護世帯への優先措置	市営住宅確保の支援。 必要に応じて福祉部門との連携を図る。		管理住宅課
8	保険給付相談	自傷行為や自殺未遂行為による傷病に対する保険給付相談受付時に、本人もしくは家族の精神状態を察知し、適切な機関につなぎます。	国民健康保険課	
9	重複頻回受診者対策事業	重複及び頻回受診者に対して、適正な受診についての指導とともに対象者が抱える生活や健康の問題解決について訪問等により支援する。		
10	中国残留邦人等生活支援事業	特定中国残留邦人等とその配偶者の方で、世帯の収入が一定基準に満たない方を対象に、通訳派遣や日常生活上の困難に関する相談・助言を行う。	生活福祉課	
11	生活保護施行に関する事務	就労支援・健康医療支援・高齢者支援・資産調査など		
12	生活保護各種扶助事務	生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助		
13	生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業)	生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施し個々人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。また、関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援を行う。		
14	生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金)	離職により住居を失った、又はその恐れの高い生活困窮者に対して、家賃相当の給付金を有期で支給する。		
15	生活困窮者自立支援事業(家計改善支援事業)	生活困窮者の相談に応じ、家計表などを活用し、家計収支等に関する課題を分析し、家計状況の「見える化」と支援計画の作成を行い、モニタリングと出納管理の支援を実行し、相談者自らが家計の安定化を図り自立した生活の定着を促すよう支援を行う。		
16	生活困窮者自立支援事業(子どもの学習支援事業等)	生活保護世帯及び就学援助世帯の希望者に対し、子どもの学習・進路相談のほか、保護者に対する就学資金の相談や他団体実施の集合型学習支援事業の紹介・斡旋を行う。		
17	生活困窮者自立支援事業(就労準備支援事業)	直ちに就職が困難な者に対して、日常生活自立・社会生活自立に関する支援から、就労体験の機会の提供等を行いつつ一般就労に向けた技法や知識の習得等を促し、就労に結びつけるとともに、最終的には自立できるように支援していく。		
18	我が事・丸ごと地域づくり推進モデル事業	地域福祉相談支援体制構築モデル事業(平28年9月実施) 相談機関や他分野間との連携・調整を図り、適切な支援が受けられるようコーディネートする「福祉まるごと相談員」を配置し、複合的な課題や制度の狭間の問題を横断的・包括的に把握・整理し、適切な支援を受けられる体制を構築する取組を行う。		生活福祉課
19	精神障がい者家族教室	精神障がい者を家族に持つ家族会及び障がい者相談支援センター、地域活動支援センターが中心となって企画し、年4回開催。内容は医師による講演等で正しい知識を得る、本人や家族の生活にとって有効な情報提供。参加者同士の交流の場を作り、情報交換や今後の繋がる先を見つける手助けをしている。		障がい福祉課
20	相談対応業務	各種障がいに関する相談や各種申請等に随時対応している。 障がい福祉課窓口及び委託した相談支援事業所において実施している。	国際交流センター	
21	外国人相談窓口	市役所での手続きや日常の悩みの相談、日本語教育等の情報提供を行う一般相談と、行政書士と多言語対応可能な相談員を配置し法律相談への対応をする専門相談の窓口を開設し、在住外国人の支援を行う。		

	事業名等	事業概要	担当部署
22	健康相談	こころの悩みや健康の悩み、人間関係、家庭問題等様々な健康に関する悩みについて相談を受け、必要時適切な相談窓口につなげる。相談の中には、自殺リスクの高い内容もあり、適宜関係機関と連携しながら対応を行うこともある。	健康課
23	「こころ支えるサポーター講座」	市民及び地域の医療・福祉関係機関、健康ボランティア団体等を対象に、個人が取り組めるこころの健康づくりや悩んでいる身近な人への適切な相談機関へのつなぎ等を講義、演習形式で実施。	健康課
24	子育てはあと相談	就学前の幼児を持つ保護者を対象とした臨床心理士による子育て相談。育児不安やストレス等への適切な対応と支援を図る。	保健センター
25	幼児発達相談	就学前の幼児を持つ保護者を対象とした発達相談。保健師により発達検査を実施したあと臨床心理士による相談を実施する。	
26	乳幼児健康診査 (個別相談)	1歳6か月児健康診査 3歳児健康診査	
27	離乳食教室 (個別相談)	乳児の健やかな発達を支援するために、正しい離乳食の進め方、作り方について、これから離乳食を始める方を対象に講話と調理実習、個別相談、参加者交流を行う。	
28	母子生活支援施設措置	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情のある女子と、その看護すべき児童の母子生活支援施設への入所を実施し、入所施設の実施運営費を扶助することで、自立の促進のためにその生活を支援する。	
29	児童家庭相談事業	児童、家庭の相談に応じ、ニーズや児童の家庭環境等を的確に捉え、効果的な援助を行う。児童福祉法改正による、総合的な支援拠点の設置や、より専門的な支援の実施を検討する。	こども保育課
30	母子父子寡婦福祉相談	母子父子自立支援員を配置し、ひとり親世帯等の様々な相談に応じるとともに、母子父子寡婦福祉資金の貸付や資格取得を目的とした給付金の申請等、具体的な支援を行う。	
31	女性相談	売春防止法に基づく女性相談員を配置し、DV等の様々な困難を抱える女性相談に応じ、関係機関と連携した支援を行う。	
32	医療福祉相談 (医療相談室)	疾病に関する質問、生活上や入院上の不安や困りごとについて相談を受ける。	済生館
33	がん相談 (がん相談支援センター)	がん診療に関する様々な相談に対応しているが、がん患者の不安やつらさをしっかりと受け止め、それらを軽減するためにどうしたら良いかを一緒に考える。	
34	虐待(疑い)患者への支援 (管理課)	虐待(精神的、身体的、性的、ネグレクト、経済的)、または虐待の疑いがある患者が受診した場合、原則として経過観察入院とする。 入院後、事実関係を調査・確認し、児童・高齢者・障害者・DV等の関係機関へ通報・相談する。	
35	青少年相談事業 少年相談員による電話・メールによる相談	青少年やその家族の悩みや心配事に関する相談を、少年相談員が受け付けている。また、小・中・高校へ相談カードや啓発ポスターを配布している。	社会教育 青少年課
36	青少年相談事業 少年相談員研修	年1回講師を招き、相談員の資質向上を目的に、青少年の悩みへの寄り添い方、導き方、や現代の青少年の悩みについての研修を行っている。	
37	消費生活相談事務	消費者と事業所との間に生じた商品やサービスに関する苦情などについて、専門の消費生活相談員が公正な立場で相談を受け付け、解決に向けた支援を行う。	消費生活 センター
38	消費生活法律相談の実施	山形県弁護士会の協力を得て、専門家による法律相談を実施し消費者保護を推進する。	
39	多重債務者無料相談会の開催	国の多重債務者対策本部の「多重債務問題改善プログラム」に基づき設置された「山形県多重債務者対策協議会」の構成機関として、行政機関・金融機関・弁護士会・司法書士会等の関係機関・団体と連携を取りながら、総合的・効果的に多重債務問題の改善を図る。	
40	県外避難者支援事業	東日本大震災に伴い、山形市全域で避難生活を余儀なくされる家庭に対し、地域コミュニティ等との交流機会を提供し、情報交換を行うことで避難生活での不安やストレスの軽減、孤立の予防を図る。 (1)山形市避難者交流支援センターの設置、運営 (2)避難者への情報提供 (3)避難者向け交流会の実施 (4)地元ボランティア団体との連携	防災対策課
41	応急手当感謝カードの配布	災害現場で、応急手当を実施した市民に対し、応急手当実施後に身体及び精神的不安を感じた場合の相談窓口を記載した「応急手当感謝カード」を配布する。	山形市 消防本部

4. いのち支える取組の充実

(2) 適切な精神保健福祉医療福祉サービスを受けられるようにする

	事業名等	事業概要	担当部署
1	生活習慣病重症化対策事業	特定健診受診後の医療機関への受診勧奨と生活習慣病の予防に関する、訪問等による保健指導。	国民健康保険課
2	生活保護施行に関する事務	就労支援・健康医療支援・高齢者支援・資産調査など	生活福祉課
3	生活保護各種扶助事務	生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助	
4	生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援事業)	生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施し個々人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。また、関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援を行う。	
5	精神障がい者家族教室	精神障がい者を家族に持つ家族会及び障がい者相談支援センター、地域活動支援センターが中心となって企画し、年4回開催。内容は医師による講演等で正しい知識を得る、本人や家族の生活にとって有効な情報提供。参加者同士の交流の場を作り、情報交換や今後の繋がる先を見つける手助けをしている。	障がい福祉課
6	精神福祉制度説明会	2か月に1回開催。「精神障がい者福祉制度のしおり」を用い、相談先や給付制度等について説明を行い、希望者には終了後に個別相談に応じている。	
7	精神障害者手帳の申請	手帳の交付申請受付、県への進達、交付を行う(同手帳の認定及び交付決定は県が行う)。 各種の障がい者福祉サービス等を利用するために必要。	
8	医療福祉相談 (医療相談室)	疾病に関する質問、生活上や入院上の不安や困りごとについて相談を受ける。	済生館
9	がん相談 (がん相談支援センター)	がん診療に関する様々な相談に対応しているが、がん患者の不安やつらさをしっかり受け止め、それらを軽減するためにどうしたら良いかを一緒に考える。	
10	自殺企図患者への地域医療連携 (地域医療連携室)	自殺企図者は精神的治療を必要としている場合が多いため、急性期の身体疾患(リストカット、薬過剰服用等)治療後、早期に精神科専門医療機関へ紹介(診療依頼)する。	
11	健康相談	こころの悩みや健康の悩み、人間関係、家庭問題等様々な健康に関する悩みについて相談を受け、必要時適切な相談窓口につなげる。相談の中には、自殺リスクの高い内容もあり、適宜関係機関と連携しながら対応を行うこともある。	健康課
12	応急手当感謝カードの配布	災害現場で、応急手当を実施した市民に対し、応急手当実施後に身体及び精神的不安を感じた場合の相談窓口を記載した「応急手当感謝カード」を配布する。	山形市消防本部

4. いのち支える取組の充実

(3) 子ども・若者の自殺対策

	事業名等	事業概要	担当部署
1	若年層を対象としたDV防止啓発事業	高校生を中心とした若年層に対して、講座等実施時や若年層がよく利用する駅や大型商業施設などでパンフレット、啓発リーフレット等を配布し、予防啓発と相談する場所の周知を図る。	男女共同参画センター
2	小・中学生向け自殺防止啓発事業	小・中学生に「いのち」の大切さを学ぶ出前講座を行い、人権尊重について学ぶことで、健全な心を育て、自殺防止や暴力防止を図る。	
3	生活困窮者自立支援事業(子どもの学習支援事業等)	生活保護世帯及び就学援助世帯の希望者に対し、子どもの学習・進路相談のほか、保護者に対する就学資金の相談や他団体実施の集合型学習支援事業の紹介・斡旋を行う。	生活福祉課
4	放課後児童健全育成事業	小学校に就学している児童で、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業終了後や夏休みなどの長期休業中に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	こども福祉課
5	健康教育に関する普及啓発事業	健康教育講座(精神保健・生活習慣・食育)等の実施	スポーツ保健課
6	いのちに関する指導推進事業	教職員や保護者に、産婦人科などの専門医、助産師を講師とし生命やに関する指導の充実を図る。また、各学校においても指導計画を立て、児童生徒に対しても生命や人権教育を実施。	
7	青少年相談事業 少年相談員による電話・メールによる相談	青少年やその家族の悩みや心配事に関する相談を、少年相談員が受け付けてる。また、小・中・高校へ相談カードや啓発ポスターを配布している。	社会教育 青少年課
8	青少年相談事業 少年相談員研修	年1回講師を招き、相談員の資質向上を目的に、青少年の悩みへの寄り添い方、導き方、や現代の青少年の悩みについての研修を行っている。	
9	いじめ防止の組織づくり	「いのち」の教育を大切に進め、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しながら、こころ豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという課題に学校として取り組んでいく。	学校教育課

4. いのち支える取組の充実

(4) 勤務・経営問題による自殺対策

	事業名等	事業概要	担当部署
1	男女共同参画講演会事業	男女共同参画(ワーク・ライフ・バランス)講演会、父子対象の講座を開催することで、ワーク・ライフ・バランスの重要性・女性活躍推進、男女共同参画施策等について啓発を図る。	男女共同参画センター
2	経営アドバイス事業	中小企業の様々な経営課題に対応して、専門家である中小企業診断士を派遣し、経営上のアドバイスを行い事業者の経営力の向上を図る。	雇用創出課
3	金融対策事業	市内中小企業の経営の安定等に向け、市が金融機関に融資原資の一部を預託することによる低利の制度融資を用意する。 信用保証制度を利用した中小企業者に対する保証料の一部を補給する。	
4	労働力確保推進事業	首都圏及び仙台市に進学した学生を主な対象とした合同企業説明会の実施。	

4. いのち支える取組の充実

(5) 高齢者の自殺対策

	事業名等	事業概要	担当部署
1	ふれあいバス事業	地域福祉の向上を目的として福祉バスを運行しており、福祉目的の利用に供することにより、福祉に対する理解や意識を高める。	生活福祉課
2	中国残留邦人等生活支援事業	特定中国残留邦人等とその配偶者の方で、世帯の収入が一定基準に満たない方を対象に、通訳派遣や日常生活上の困難に関する相談・助言を行う。	
3	認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。	長寿支援課
4	認知症カフェ	認知症の家族がいる方や、認知症に関心のある方、介護従事者など、地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集まれる場を開設することにより、気分転換や情報交換のできる機会を提供する。	
5	認知症について考えるセミナー	認知症に対する正しい知識と、認知症の方への介護や支援の重要性について市民の方に広く啓蒙する。	
6	認知症初期集中支援チーム	複数の専門職が医療・介護サービスを受けていない認知症が疑われる人やその家族を訪問し、認知症の専門医等を含めた観察・評価を行う。本人や家族支援に対する初期の支援を集中的に行うことにより、関係専門機関に結びつけ自立生活のサポートを行う。	
7	認知症地域支援推進員	認知症初期集中支援チームや地域包括支援センターとともに医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築をはかる。	
8	認知症早期発見・普及啓発「これって認知症？」	ホームページ上で気軽に認知症について確認することができるシステムである、認知症簡易チェック「これって認知症？」を導入し、広く認知症に関する理解や早期対応などに関する意識啓発を図る。	
9	75歳節目訪問	閉じこもり(週1回以上外出していない者)を予防するため、後期高齢者の入り口である75歳を対象に介護予防の啓発に加え、個々の状況に応じた個別のアプローチを行うため、介護予防指導員(看護師)が直接自宅に訪問し、介護予防に関する必要な支援・指導を行う。	
10	80歳のおたっしやアンケート	高齢者の心身や生活の状況を確認するためのアンケートを送付し、必要に応じ、個々に合わせた対応を行い要介護状態になることを予防する。また、アンケートを通じ、介護予防への意識を普及啓発する。	
11	介護予防教室	介護予防の重点内容について、市街地公民館等を利用し講話や実技指導を行う。	
12	地区での介護予防講座	老人クラブやサロン等、地域からの依頼を受け、介護予防についての講話や体操等の実技を通して介護予防の啓発普及を図る	
13	住民主体の通いの場(立上げ支援・継続支援)	地域の身近な場所に、住民が主体となり、週1回以上の運動を行う通いの場を立ち上げることで、高齢者が気軽に社会参加できる場となり、身体機能の維持向上を図る。	
14	地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を強化するため、住民主体の通いの場や通所型、訪問型サービス利用者のフォローアップ等へのリハビリ職(作業療法士)の関与を促進する。	
15	高齢者とその家族に対する総合相談支援	介護・生活支援などに関する相談に総合的に応じ、必要な支援の調整や助言、情報提供等を行う。	
16	高齢者の権利擁護支援	高齢者虐待への対応や成年後見制度の利用支援	
17	介護者交流会等(その他)	介護者交流会等の開催 地域における高齢者の居場所づくり	
18	地域包括支援センター	・総合相談支援 高齢者とその家族等の介護や生活支援などに関する相談に総合的に応じ、必要な支援の調整や情報提供等を行う。 ・高齢者の権利擁護支援 高齢者虐待への対応や成年後見制度の利用支援 ・介護者支援等 家族介護者交流会や地域における高齢者の居場所づくり等の支援	
19	窓口相談	介護に関する相談をうけることで、当人の状態に応じた必要な医療や介護等のサービスおよび生活サポート相談等につなぎ、高齢者の介護にまつわる負担の軽減を図る。(介護保険の申請および介護保険料納付相談等)	介護保険課
20	認定調査	要介護認定申請対象者に対し、認定調査を実施する。認定調査時にケアマネージャーが不在の場合、地域包括支援センターの紹介を行う。	
21	生涯現役促進地域連携事業	55歳以上の高齢者に対して、就労に結びつくことを目的として、相談窓口の設置、高齢者向け就業セミナー等を実施。平成29年度～31年度の3か年の労働局からの委託事業として実施。	雇用創出課

4. いのち支える取組の充実

(6) 自殺未遂者への支援

	事業名等	事業概要	担当部署
1	保険給付相談	自傷行為や自殺未遂行為による傷病に対する保険給付相談受付時に、本人もしくは家族の精神状態を察知し、適切な機関につなぎます。	国民健康保険課
2	自殺企図患者への地域医療連携 (地域医療連携室)	自殺企図者は精神的治療を必要としている場合が多いため、急性期の身体疾患(リストカット、薬過剰服用等)治療後、早期に精神科専門医療機関へ紹介(診療依頼)する。	済生館

4. いのち支える取組の充実

(7) 遺された人への支援

4. いのち支える取組の充実

(8) 社会全体の自殺リスクを低下させる

	事業名等	事業概要	担当部署
1	税の賦課(軽減)	低所得世帯に対し、均等割、平等割の軽減(7割、5割、2割)措置(申請不要だが家庭内で未申告の者がいる場合は非該当)や非自発的失業者の前年の給与所得を30/100とみなして保険税を計算する措置(申請必要)がある。	国民健康保険課
2	求人情報サイト運営	市独自の求人サイト「ジョブっすやまがた」の運営。市内に事業所を有する企業等の求人情報を掲載し、求職者へ企業情報とあわせて提供している。	雇用創出課
3	就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務	・経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品費等を支給する。 ・特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の補助を行う。	学校教育課
4	母子生活支援施設措置	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情のある女子と、その看護すべき児童の母子生活支援施設への入所を実施し、入所施設の実施運営費を扶助することで、自立の促進のためにその生活を支援する。	こども保育課
5	児童家庭相談事業	児童、家庭の相談に応じ、ニーズや児童の家庭環境等を的確に捉え、効果的な援助を行う。児童福祉法改正による、総合的な支援拠点の設置や、より専門的な支援の実施を検討する。	
6	こどもショートステイ事業	保護者の病氣、出産、家族の介護、冠婚葬祭、就労などの理由により家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、山形学園及びむつみハイム等を受け入れ施設として確保し、ショートステイ事業(日中・宿泊の預かり)とファイライツ事業(夜間預かり)により、一時的に児童を預かる。(事前登録制)	
7	母子父子寡婦福祉相談	母子父子自立支援員を配置し、ひとり親世帯等の様々な相談に応じるとともに、母子父子寡婦福祉資金の貸付や資格取得を目的とした給付金の申請等、具体的な支援を行う。	
8	女性相談	売春防止法に基づく女性相談員を配置し、DV等の様々な困難を抱える女性相談に応じ、関係機関と連携した支援を行う。	
9	要保護児童対策地域協議会の設置・運営	被虐待児等の要保護児童の適切な保護と児童の健やかな成長を図るため、関係機関等による協議会を設置し、啓発活動、情報交換、必要な支援のための連携を行う。	
10	児童扶養手当支給事務	児童扶養手当の支給	
11	山形市健やか教育手当支給事務	両親のいない児童又は父母の一方がいない状態にある児童等の教育及び福祉の増進を図るため、その保護者に対し手当を支給する。	
12	ひとり親家庭等医療費助成事務	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情のある男子であるひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、医療費について助成を行う。	
13	青少年相談事業 少年相談員による電話・メールによる相談	青少年やその家族の悩みや心配事に関する相談を、少年相談員が受け付けてる。また、小・中・高校へ相談カードや啓発ポスターを配布している。	
14	青少年相談事業 少年相談員研修	年1回講師を招き、相談員の資質向上を目的に、青少年の悩みへの寄り添い方、導き方、や現代の青少年の悩みについての研修を行っている。	
15	消費生活法律相談の実施	山形県弁護士会の協力を得て、専門家による法律相談を実施し消費者保護を推進する。	消費生活 センター
16	消費者啓発協力員による啓発活動の推進	消費者アドバイザー及び消費者啓発ボランティアの協力により、消費生活出前講座の実施や地域におけるきめ細かな見守り・声かけ等の注意喚起、必要な方へ消費生活センターの紹介など、地域における啓発活動の充実を図る。	
17	生活保護施行に関する事務	就労支援・健康医療支援・高齢者支援・資産調査など	生活福祉課
18	ごみ出し支援事業	自らごみを集積所に出すことが困難な高齢者、障がい者のごみ出しを、地域の協力者又は、自宅前戸別収集により支援する。	ごみ減量 推進課

5. 関係機関の機能強化及び連携の強化

(1) 地域における関係機関の機能の強化

	事業名等	事業概要	担当部署
1	我が事・丸ごと地域づくり推進モデル事業	(1)地域力強化事業(平成29年10月実施) 集会所等を活用し、地域住民等が相互に交流を図ることができる活動拠点を設置。活動拠点において、地域住民等が地域生活課題を自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることができる体制を構築する取組を行う。 (2)地域福祉相談支援体制構築モデル事業(平28年9月実施) 相談機関や他分野間との連携・調整を図り、適切な支援が受けられるようコーディネートする「福祉まるごと相談員」を配置し、複合的な課題や制度の狭間の問題を横断的・包括的に把握・整理し、適切な支援を受けられる体制を構築する取組を行う。	生活福祉課
2	福祉の地域づくり推進事業費補助金	地域福祉活動のための事業に補助を行うことで地域住民の主体的かつ継続的な福祉活動を支援する。	

5. 関係機関の機能強化及び連携の強化

(2) 地域における関係機関との連携の強化

	事業名等	事業概要	担当部署
1	我が事・丸ごと地域づくり推進モデル事業	(1)地域力強化事業(平成29年10月実施) 集会所等を活用し、地域住民等が相互に交流を図ることができる活動拠点を設置。活動拠点において、地域住民等が地域生活課題を自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることができる体制を構築する取組を行う。 (2)地域福祉相談支援体制構築モデル事業(平28年9月実施) 相談機関や他分野間との連携・調整を図り、適切な支援が受けられるようコーディネートする「福祉まるごと相談員」を配置し、複合的な課題や制度の狭間の問題を横断的・包括的に把握・整理し、適切な支援を受けられる体制を構築する取組を行う。	生活福祉課
2	民生委員・児童委員事務	民生委員・児童委員による地域の相談・支援等の実施	
3	福祉の地域づくり推進事業費補助金	地域福祉活動のための事業に補助を行うことで地域住民の主体的かつ継続的な福祉活動を支援する。	
4	山形市障がい者自立支援協議会	障がい者の地域生活を協働して支援していくため、障がい福祉サービス事業所や保健・医療機関等の関係機関が協議を行う。	障がい福祉課
5	要保護児童対策地域協議会の設置・運営	被虐待児等の要保護児童の適切な保護と児童の健やかな成長を図るため、関係機関等による協議会を設置し、啓発活動、情報交換、必要な支援のための連携を行う。	こども保育課
6	自殺企図患者への地域医療連携(地域医療連携室)	自殺企図者は精神的治療を必要としている場合が多いため、急性期の身体疾患(リストカット、薬過剰服用等)治療後、早期に精神科専門医療機関へ紹介(診療依頼)する。	済生館

※本計画では山形市自殺対策計画策定検討会議の委員の所属する機関及び団体等による取組を掲載しております。

1. 自殺の実態を明らかにし、効果的な対策を企画・実施する

(1) 地域の自殺の実態を明らかにする

該当なし

(2) 効果的な施策を企画・実施する

該当なし

2. 気づき見守る人材を育成する

(1) 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す

	事業名等	事業概要	機関
1	うつ病の早期発見、早期治療への対応	うつ病患者を早期に治療につなげるため、専門機関を紹介する。	山形市医師会
2	個人面談・教育相談	いじめ調査アンケートへの対応期間と重なるなどして、児童生徒との面談を実施し児童の話や悩みに耳を傾ける教育相談週間や保護者との個人面談期間を設けることで、児童生徒や家庭との信頼関係の構築、児童生徒理解の深化、家庭との連携強化を図る。	山形市小学校校長会 山形市中学校校長会
3	いのちの学習	いのちの学習全体計画を作成して学校生活全般にわたっていのちの学習を推進し、生命を尊重する態度を育て、やさしさと思いやりをもって心豊かに生きる児童生徒を育てる。	山形市小学校校長会 山形市中学校校長会
4	薬物乱用防止教室	いのちの学習の一環として薬物乱用防止教室を開催することによって、薬物の危険性について学ぶとともに、生命を大事にする態度を育てる。	
5	縦割り班活動	異学年の児童の積極的な関わりをめざして、縦割り学年で班を編成し、遊びや清掃を含めた様々な活動を実施している。	山形市小学校長会
6	特別な支援を必要とする児童への対応	特別な支援を必要とする児童生徒とその保護者と困り感を共有し、どのような指導支援が適切なのかを、学校と保護者が協力して取り組む。	山形市小学校校長会 山形市中学校校長会
7	我が事・丸ごと地域づくり推進モデル事業「地域力強化事業」	子ども・高齢者・障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取り組み。 ①地区内に拠点を設け、住民が気軽に集まり、相談できる環境をつくる。 ②住民の生活課題を把握する。 ③自分たちで解決できない課題は、早期に専門職につなぐ。	社会福祉法人 山形市社会福祉協議会 (生活福祉課委託事業)
8	研修費の補助	自己負担により研修を受け活動するボランティア相談員のために研修費の一部補助を行う。	山形いのちの電話
9	自殺対策に係る情報の周知	遺族等に二次被害を与えることがないよう、遺族と接する場合において必要となる知識、対応方法等の普及を行う。	山形警察署
10	心の健康づくり推進事業(正しい知識の普及啓発)	関係機関職員等を対象に、支援技術等を学ぶ研修を実施する。また、精神疾患に関する正しい知識の普及啓発を促進する。	
11	自殺未遂者相談支援事業	関係機関職員等を対象に、支援技術等を学ぶ研修を実施する。	山形県村山保健所
12	ひきこもり対応地域支援力アップ事業(研修・ガイドブック作成)	研修やガイドブックの活用を通して、窓口対応職員の支援技術や対応力が高まるよう支援を行う。	
13	人材育成(研修事業)	心のサポーター養成ファシリテーター研修、自殺関係相談窓口合同研修、精神保健福祉研修等を開催する。	山形県精神保健福祉センター
14	技術指導、技術援助	関係機関における困難事例への技術援助、ケース検討会等の開催を実施する。	

3. 市民への啓発・周知

(1) 自殺の現状や自殺対策に関する市民の理解の促進

	事業名等	事業概要	機 関
1	事業場への周知	メンタルヘルス対策の指導、心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)の指導、過重労働による健康障害防止のための総合対策の指導についてのリーフレット配布等	山形労働基準監督署
2	くらしとこころの相談会	弁護士及び保健師による無料法律相談(電話・面談) ※年2回実施	山形県弁護士会
3	応急手当普及啓発	山形市応急手当普及啓発活動実施要綱に基づき、各種応急手当講習会を開催し、市民へ応急手当に関する正しい知識と技術の普及に努め、救命率の向上を図る。応急手当講習会を通じ、応急手当の重要性のほか、命の大切についても講話の内容に取り入れ、自殺予防を支援する。	山形市消防本部
4	心の健康に関する出前講座	心の健康づくりや自殺対策に関する基礎的な知識の普及を講義形式で実施する。	山形県村山保健所
5	心の健康づくり推進事業(正しい知識の普及啓発)	関係機関職員等を対象に、支援技術等を学ぶ研修を実施する。また、精神疾患に関する正しい知識の普及啓発を促進する。	
6	自殺対策推進月間等における普及啓発活動	ポスターの掲示、リーフレット等の設置や街頭キャンペーンなどによる普及啓発物品の配布を行い、心の健康に関する相談窓口の周知を図る。	
7	正しい知識の普及啓発	精神疾患に関する正しい知識の普及啓発を促進する。	
8	うつ病家族教室	うつ病患者の家族を対象に、正しい知識について情報提供し、家族の対処能力の向上を図る。	
9	心の健康づくり、自殺関連に係る普及啓発	自殺や心の健康、特定相談等に係る正しい知識や情報等について、強化推進月間、各種研修・会議等場、また、インターネットを通じて提供している。	山形県精神保健福祉センター

3. 市民への啓発・周知

(2) 相談窓口などの情報発信

	事業名等	事業概要	機 関
1	事業場への周知	メンタルヘルス対策の指導、心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)の指導、過重労働による健康障害防止のための総合対策の指導についてのリーフレット配布等	山形労働基準監督署
2	くらしとこころの相談会	弁護士及び保健師による無料法律相談(電話・面談) ※年2回	山形県弁護士会
3	リーフレット、ホームページ、新聞・広告等でのPR	多くの方にいのちの電話についての理解を深めてもらい、いのちの電話を活用してもらうための情報を発信している。	山形いのちの電話
4	応急手当感謝カードの配布	災害現場で、応急手当を実施した市民に対し、応急手当実施後に身体及び精神的不安を感じた場合の相談窓口を記載した「応急手当感謝カード」を配布する。	山形市消防本部
5	心の健康に関する出前講座	心の健康づくりや自殺対策に関する基礎的な知識の普及を講義形式で実施する。	山形県村山保健所
6	心の健康づくり推進事業(正しい知識の普及啓発)	関係機関職員等を対象に、支援技術等を学ぶ研修を実施する。また、精神疾患に関する正しい知識の普及啓発を促進する。	
7	自殺対策推進月間等における普及啓発活動	ポスターの掲示、リーフレット等の設置や街頭キャンペーンなどによる普及啓発物品の配布を行い、心の健康に関する相談窓口の周知を図る。	
8	正しい知識の普及啓発	精神疾患に関する正しい知識の普及啓発を促進する。	
9	うつ病家族教室	うつ病患者の家族を対象に、正しい知識について情報提供し、家族の対処能力の向上を図る。	
10	心の健康づくり、自殺関連に係る普及啓発	自殺や心の健康、特定相談等に係る正しい知識や情報等について、強化推進月間、各種研修・会議等場、また、インターネットを通じて提供している。	山形県精神保健福祉センター
11	困った時の相談窓口活用ガイドの利活用	各種相談窓口に関する情報をまとめたガイドを作成し、関係機関等に周知配布する。	

4. いのちを支える取組の充実

(1) 相談支援の充実

	事業名等	事業概要	機 関
1	職業相談	失業者等で就職を希望している方の職業相談を行う。	ハローワーク やまがた
2	求職者カウンセリングコーナーの設置	臨床心理士によるカウンセリングを行う。	
3	高ストレス者に対する面接指導	メンタルヘルス不調者やストレスチェックで高ストレス者と判定された者であって面接指導を希望する者は登録産業医の面接指導を受けることができる。この面接指導は診断を行うものではなく、ストレスに関連した心身の症状を確認の上で生活指導を行ったり、労働指導や職場との働き方の調整を行うものである。産業医は職場に対し意見書を作成し、労働時間管理や配置転換等のアドバイスを行うこともできる。	山形地域産業保健 センター
4	長時間労働者に対する面接指導	時間外・休日労働時間が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者を対象として、事業所からの情報提供に基づいて医師による面接指導を実施する。面接指導の実際は高ストレス者面接と同様。	
5	受診相談	自殺を含む精神保健福祉全般に関わる相談対応	精神科医療機関 (若宮病院)
6	自殺予防のための電話相談	相談員(いのちの電話の研修を修了し、認定を受けた者)による電話相談を実施。	いのちの電話
7	相談支援	療育が必要な児童や障がいのある方へのサービス等利用計画の作成や、各種相談対応	委託相談支援事業所 (障がい福祉課委託事業)
8	心理相談	発達や心の相談、動作法、言語訓練等	認定NPO法人発達 支援研究センター
9	サポートステーション	15～39歳で、就職を目指している若年無職者を対象に、電話・メール・来所相談を行う。	
10	企業支援	管内商工業者のための支援事業として、経営、金融、税務等の相談に応じ、特に金融面では資金の斡旋も行っている。	山形商工会議所
11	定期窓口相談・専門家派遣事業	弁護士をはじめ各種専門家を委嘱し、管内商工業者の相談に応じている。	
12	ふれあい総合相談所	暮らしの中の様々な悩みや心配事、家族問題、人間関係などの困りごと相談に応じている。月に数回、弁護士や税理士、人権擁護員による専門職相談も実施。社協内相談業務との連携も図っている。	社会福祉法人 山形市社会福祉協議会
13	生活サポート相談窓口	失業や離職、家庭環境、健康上の理由で経済的な不安や困りごとを感じている方の相談を受け、各関係機関と連携し、寄り添いながら自立支援を促進する。	社会福祉法人 山形市社会福祉協議会 (生活福祉課委託事業)
14	我が事・丸ごと地域づくり推進モデル事業②「福祉まるごと相談員」	福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえて、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題の解決を図る。包括的な支援システムを構築するとともに、必要とされる社会資源を創出する取組をモデル的に実施。	
15	福祉サービス利用援助事業	1市2町を担当する基幹的社協。福祉サービスの利用がわからない、お金の引き落としや支払いがうまくできないなど、日常生活に不安を持っている高齢者や障がいのある方を支援する事業として利用者の権利を擁護するために、民生委員児童委員や福祉関係者、病院、行政等と連携し生活を支援。	社会福祉法人 山形市社会福祉協議会
16	学外カウンセラーによる相談	学生の様々な心の悩みについて、臨床心理士の資格を持つ学外カウンセラーが相談に応じる。	山形県立保健医療大学
17	保健室での相談	通常の保健室としての業務に加え、特に学生から様々な心の悩み等について相談があれば、保健室職員がその相談に応じる。	
18	ハラスメント相談	セクシャルハラスメントをはじめあらゆるハラスメントによる人格に関わる不快または不適当な言動の発生防止及び排除並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合における措置を行う。 <補足> ・ハラスメント相談員には教職員のほか、学生の相談員も配置。 ・毎年、教職員向けと学生向けのリーフレットを作成。	
19	学生相談	学生の学業、人間関係及び健康に関する悩みについて、学内教員が相談に応じる。	医療機関 (山形大学医学部附属病院)
20	医療(医事)相談	診療に関する相談・苦情等を警察OB含む医事課事務職員が相談を行う。	
21	高齢者障害者支援センター	弁護士による初回無料法律相談(面談・出張相談は有料)	山形県弁護士会
22	うつ病の早期発見、早期治療への対応	うつ病患者を早期に治療につなげるため、専門機関を紹介する。	山形市医師会

23	相談支援	慢性的な疾患を抱える患者等に対する相談支援の充実を行う。	山形市薬剤師会
24	応急手当感謝カードの配布	災害現場で、応急手当を実施した市民に対し、応急手当実施後に身体及び精神的不安を感じた場合の相談窓口を記載した「応急手当感謝カード」を配布する。	山形市消防本部
25	精神保健福祉相談事業	心の健康の保持増進、適切な精神医療や障がい福祉サービスの提供等に関する相談(電話・面接・家庭訪問等)を行う。	山形県村山保健所
26	各種相談事業	心の健康相談、思春期保健相談、依存症相談、自死遺族相談、ひきこもり相談	山形県精神保健福祉センター

4. いのちを支える取組の充実

(2) 適切な精神保健福祉医療福祉サービスを受けられるようにする

	事業名等	事業概要	機関
1	医療全般に関する専門的助言	保健・医療・福祉・民間団体等からの依頼を受け、各種会議や事例検討会等に出席し、医療全般に関する専門的助言を行う。	山形市医師会
2	うつ病の早期発見、早期治療への対応	うつ病患者を早期に治療につなげるため、専門機関を紹介する。	
3	受診相談	自殺を含む精神保健福祉全般に関わる相談対応	精神科医療機関 (若宮病院)
4	専門外来	自殺ハイリスク者を含む依存症外来、児童・思春期外来における専門的対応	精神科医療機関 専門外来 (若宮病院)
5	子どものこころの健康相談	児童・思春期を対象に、こころの発達(自殺問題を含める)に関する相談 ※電話相談含む。	
6	相談支援	療育が必要な児童や障がいのある方へのサービス等利用計画の作成や、各種相談対応	委託相談支援事業所 (障がい福祉課委託事業)
10	ハラスメント相談	セクシャルハラスメントをはじめあらゆるハラスメントによる人格に関わる不快または不適切な言動の発生防止及び排除並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合における措置を行う。 <補足> ・ハラスメント相談員には教職員のほか、学生の相談員も配置。 ・毎年、教職員向けと学生向けのリーフレットを作成。	山形県立保健医療大学
11	医療福祉相談窓口	経済的困窮者や、退院後の療養生活について心配な患者へ、ソーシャルワーカーや看護師が相談を行う。	医療機関相談室 (山形大学医学部附属病院)
12	高齢者障害者支援センター	弁護士による初回無料法律相談(面談・出張相談は有料)	山形県弁護士会
13	くらしとこころの相談会	弁護士及び保健師による無料法律相談(電話・面談) ※年2回	
14	精神保健福祉相談事業	心の健康の保持増進、適切な精神医療や障がい福祉サービスの提供等に関する相談(電話・面接・家庭訪問等)を行う。	山形県村山保健所
15	うつ病家族教室	うつ病患者の家族を対象に、正しい知識について情報提供し、家族の対処能力の向上を図る。	
16	各種相談事業	心の健康相談、思春期保健相談、依存症相談、自死遺族相談、ひきこもり相談	山形県精神保健福祉センター
17	人材育成(研修事業)	心のサポーター養成ファシリテーター研修、自殺関係相談窓口合同研修、精神保健福祉研修等を開催する。	
18	技術指導、技術援助	関係機関における困難事例への技術援助、ケース検討会等の開催を実施する	
19	依存症関連問題対策事業	依存症家族教室、アルコール家族ミーティングの開催	

4. いのちを支える取組の充実

(3) 子ども・若者の自殺対策

	事業名等	事業概要	機関
1	自殺予防活動	産業医、学校医、施設の嘱託医等としての活動を通じて、医学的見地から、自殺予防活動を展開している。事業所や事業主からの依頼を受け、産業医によるメンタルヘルス対策を実施。	山形市医師会
2	子どものこころの健康相談	児童・思春期を対象に、こころの発達(自殺問題を含める)に関する相談※電話相談含む。	精神科医療機関 専門外来 (若宮病院)
3	いじめ防止の組織づくり	「いのち」の教育を大切に進め、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しながら、こころ豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという課題に学校として取り組んでいく。	山形市立商業高等学校
6	サポートステーション	15～39歳で、就職を目指している若年無職者を対象に、電話・メール・来所相談を行う。	
7	フリースペース	不登校、引きこもり、発達障がい者等の居場所	認定NPO法人発達 支援研究センター
8	若者相談支援拠点	不登校、引きこもり、高校中退等の困難を有する若者や家族への家庭訪問や来所相談	
9	いじめ対策	学校のいじめ防止基本方針を策定し、いじめの未然防止・早期発見・即時の組織対応・関係諸機関との連携・重大事態発生時の対応について定め、いじめの未然防止・組織的な即時対応に努める。	
10	いのちの学習	いのちの学習全体計画を作成して学校生活全般にわたっていのちの学習を推進し、生命を尊重する態度を育て、やさしさと思いやりをもって心豊かに生きる児童生徒を育てる。	山形市小学校校長会 山形市中学校校長会
11	個人面談・教育相談	いじめ調査アンケートへの対応期間と重ねるなどして、児童生徒との面談を実施し児童生徒の話や悩みに耳を傾ける教育相談週間や保護者との個人面談期間を設けることで、児童生徒や家庭との信頼関係の構築、児童生徒理解の深化、家庭との連携強化を図る。	
12	縦割り班活動	異学年の児童の積極的な関わりをめざして、縦割り学年で班を編成し、遊びや清掃を含めた様々な活動を実施している。	山形市小学校長会
13	特別な支援を必要とする児童への対応	特別な支援を必要とする児童生徒とその保護者と困り感を共有し、どのような指導支援が適切なのかを、学校と保護者が協力して取り組む。	山形市小学校校長会 山形市中学校校長会
14	SNS学習	ネットマナーやSNSの光と影について学び、インターネットやSNSとの適切で健全な利用の仕方・つきあい方について学ぶ。	
15	くらしとこころの相談会	弁護士による初回無料法律相談(電話) ※年2回	山形県弁護士会
16	自殺予告事案への緊急対処	インターネット上で危険性の高い自殺予告事案を認知した場合は、プロバイダ等と連携し、人命保護の迅速適切な対応を行う。	山形警察署
17	サイト管理者等への自殺関連情報の削除依頼	インターネット上で有害と認められる自殺関連情報については、サイト管理者等に削除依頼を実施。	
18	思春期精神保健対策事業	対人関係や行動等に問題を持つ引きこもりの人々に対して、小集団活動を行う。	山形県精神保健福祉 センター

4. いのち支える取組の充実

(4) 勤務・経営問題による自殺対策

	事業名等	事業概要	機関
1	企業支援	管内商工業者のための支援事業として、経営・金融・税務等の相談に応じ、特に金融面では資金の斡旋も行っている。また、企業経営者が抱える各種課題について、相談しやすい雰囲気づくりに努めている。	山形商工会議所
2	定期窓口相談及び専門家派遣事業	弁護士をはじめ各種専門家を委嘱し、管内商工業者の相談に応じている。	
3	自殺予防活動	産業医、学校医、施設の嘱託医等としての活動を通じて、医学的見地から、自殺予防活動を展開している。事業所や事業主からの依頼を受け、産業医によるメンタルヘルス対策を実施。	山形市医師会
4	事業場への指導	メンタルヘルス対策の指導	山形労働基準監督署
5	事業場への指導	心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)の指導	
6	事業場への指導	過重労働による健康障害防止のための総合対策の指導	
7	事業場への周知	メンタルヘルス対策の指導、心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)の指導、過重労働による健康障害防止のための総合対策の指導についてのリーフレット配布等	
8	長時間労働者に対する面接指導	時間外・休日労働時間が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者を対象として、事業所からの情報提供に基づいて医師による面接指導を実施する。面接指導の実際は高ストレス者面接と同様。	山形地域産業保健センター
9	ストレスチェック導入支援	ストレスチェック制度は義務化されているが、導入がスムーズにいけない事業所や、実施義務のない50人未満の事業所でも導入の希望がある場合に制度実施の支援・助言をする。具体的にはメンタルヘルス対策促進員が事業所を訪問する。	山形地域産業保健センター
10	職場のメンタルヘルス対策推進	事業所の希望により、管理監督者、若年労働者等へのメンタルヘルス教育を実施するほか、メンタルヘルス対策促進員が職場のメンタルヘルス対策の相談にあたる。これらには一部助成金もある(労働者健康安全機構による制度)	(産業保健総合支援センター事業)
11	労働問題法律相談	弁護士による初回無料法律相談(面談)	山形県弁護士会

4. いのち支える取組の充実

(5) 高齢者の自殺対策

	事業名等	事業概要	機関
1	自殺予防活動	産業医、学校医、施設の嘱託医等としての活動を通じて、医学的見地から、自殺予防活動を展開している。事業所や事業主からの依頼を受け、産業医によるメンタルヘルス対策を実施。	山形市医師会
2	福祉協力員活動	身近な地域の中で、福祉問題を抱え援助を必要とする高齢者や障がい者、またはその家族に対し、その方の立場にたって、住み慣れた地域の中で問題の早期解決を図るための適切な援助や、協力体制を推進していく。	社会福祉法人 山形市社会福祉協議会
3	高齢者障害者支援センター	弁護士による初回無料法律相談(面談・出張相談は有料)	山形県弁護士会
4	民生委員・児童委員活動	民生委員・児童委員による地域の相談・支援等の実施	民生委員児童委員連合会
5	地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談支援 高齢者とその家族等の介護や生活支援などに関する相談に総合的に応じ、必要な支援の調整や情報提供等を行う。 ・高齢者の権利擁護支援 高齢者虐待への対応や成年後見制度の利用支援 ・介護者支援等 家族介護者交流会や地域における高齢者の居場所づくり等の支援 	地域包括支援センター (長寿支援課委託事業)
6	相談支援	慢性的な疾患を抱える患者等に対する相談支援の充実を行う。	山形市薬剤師会

4. いのち支える取組の充実

(6) 自殺未遂者への支援

	事業名等	事業概要	機関
1	学外カウンセラーによる相談	学生の様々な心の悩みについて、臨床心理士の資格を持つ学外カウンセラーが相談に応じる。	山形県立保健医療大学
2	保健室での相談	通常の保健室としての業務に加え、特に学生から様々な心の悩み等について相談があれば、保健室職員がその相談に応じる。	
3	学生相談	学生の学業、人間関係及び健康に関する悩みについて、学内教員が相談に応じる。	
4	子ども相談窓口	弁護士及び保健師による無料法律相談(電話・面談)	山形県弁護士会

4. いのち支える取組の充実

(7) 遺された人への支援

	事業名等	事業概要	機関
1	自殺対策に係る情報の周知	遺族等に二次被害を与えることがないように、遺族と接する場合において必要となる知識、対応方法等の普及を行う。	山形警察署
2	自死遺族支援事業	自死遺族に対し、個別相談、集い(分かち合い)の場を開催、また必要な情報提供を行う。	山形県精神保健福祉センター

4. いのちを支える取組の充実

(8) 社会全体の自殺リスクを低下させる

	事業名等	事業概要	機関
1	職業相談	失業者等で就職を希望している方の職業相談を行う。	ハローワーク やまがた
2	求職者カウンセリングコーナーの設置	臨床心理士によるカウンセリングを行う。	
3	心理相談	発達や心の相談、動作法、言語訓練等	認定NPO法人発達 支援研究センター
4	サポートステーション	15～39歳で、就職を目指している若年無職者を対象に、電話・メール・来所相談を行う。	
5	フリースペース	不登校、引きこもり、発達障がい者等の居場所	
6	若者相談支援拠点	不登校、引きこもり、高校中退等の困難を有する若者や家族への家庭訪問や来所相談	
7	SNS学習	ネットマナーやSNSの光と影について学び、インターネットやSNSとの適切で健全な利用の仕方・つきあい方について学ぶ。	山形市小学校校長会 山形市中学校校長会
8	我が事・丸ごと地域づくり推進モデル事業②「福祉まるごと相談員」	福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえて、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題の解決を図る。包括的な支援システムを構築するとともに、必要とされる社会資源を創出する取組をモデル的に実施。	社会福祉法人 山形市社会福祉協議会 (生活福祉課委託事業)
9	生活サポート相談窓口	失業や離職、家庭環境、健康上の理由で経済的な不安や困りごとを感じている方の相談を受け、各関係機関と連携し、寄り添いながら自立支援を促進する。	
10	福祉協力員活動	身近な地域の中で、福祉問題を抱え援助を必要とする高齢者や障がい者、またはその家族に対し、その方の立場にたって、住み慣れた地域の中で問題の早期解決を図るための適切な援助や、協力体制を推進していく。	社会福祉法人 山形市社会福祉協議会
11	生活保護法律相談・自立相談支援事業	弁護士による初回無料法律相談(面談)	山形県弁護士会
12	地域包括支援センター	介護者交流等の開催 地域における高齢者の居場所づくり	地域包括支援センター (長寿支援課委託事業)
13	自殺予告事案への緊急対処	インターネット上で危険性の高い自殺予告事案を認知した場合は、プロバイダ等と連携し、人命保護の迅速適切な対応を行う。	山形警察署
14	サイト管理者等への自殺関連情報の削除依頼	インターネット上で有害と認められる自殺関連情報については、サイト管理者等に削除依頼を実施。	

5. 関係機関の機能強化及び連携の強化

(1) 地域における関係機関の機能の強化

	事業名等	事業概要	機 関
1	研修費の補助	自己負担により研修を受け活動するボランティア相談員のために研修費の一部補助を行う。	山形いのちの電話
2	自殺対策に係る情報の周知	遺族等に二次被害を与えることがないよう、遺族と接する場合において必要となる知識、対応方法等の普及を行う。	山形警察署
3	医療・保健・福祉関係関係機関連絡会議等への支援	医療・保健・福祉関係関係機関が主催する会議等へ参加し、情報共有、協力体制を作る。	山形県精神保健福祉センター

(2) 地域における関係機関との連携の強化

	事業名等	事業概要	機 関
1	我が事・丸ごと地域づくり推進モデル事業②「福祉まるごと相談員」	福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえて、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題の解決を図る。包括的な支援システムを構築するとともに、必要とされる社会資源を創出する取組をモデル的に実施。	社会福祉法人 山形市社会福祉協議会 (生活福祉課委託事業)
2	山形市障がい者自立支援協議会	障がい者の地域生活を協働して支援していくため、障がい福祉サービス事業所や保健・医療機関等の関係機関が協議を行う	障がい者自立支援協議会
3	民生委員・児童委員活動	民生委員・児童委員による地域の相談・支援等の実施	民生委員児童委員連合会
4	地域自殺対策推進会議	自殺対策について関係機関と研修会や事例検討会を実施し、連携と対策の強化を図る。	山形県村山保健所
5	医療・保健・福祉関係関係機関連絡会議等への支援	医療・保健・福祉関係関係機関が主催する会議等へ参加し、情報共有、協力体制を作る。	山形県精神保健福祉センター

用語解説

<あ行>

インフォーマルな支援

自治体や専門機関など、フォーマル(正式)な制度に基づき提供される支援ではなく、家族や友人、地域住民、ボランティアなどによる、制度に基づかない非公式な支援のこと。

SOSの出し方教育

様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育（SOS教育）

- ・適切な援助希求行動ができるようにすること

誰にどうやって助けを求めればよいのか具体的かつ実践的な方法 大人や相談機関への相談。

- ・心の危機に陥った友達への関わり方を学ぶこと

友達の感情を受け止め、理解しようとする姿勢などの傾聴の仕方

エジンバラ産後うつ質問票

産後うつ病のリスク度の判定に役立つスクリーニング票として開発されたもの。

<か行>

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)をことができる人。本市ではゲートキーパーを「こころを支えるサポーター」と呼び、そのスキルを身に着ける養成講座を行っている。

こころの体温計

市のホームページからメンタルチェックシステムにアクセスし、ストレスや落ち込み度を自己評価することができる。携帯電話やパソコン端末を利用するため、特に若い世代の方にも気軽に心の健康に関心を持っていただき、心の病気の早期発見・早期対応につなぐことができる。

<さ行>

生活困窮者自立支援事業

生活困窮者が困窮状態から早期に脱出することを支援するため、関係機関と連携し、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を実施する。状況に応じた支援として、居住確保支援・就労支援・家計再建支援・こども支援などがある。

セルフケア

自分で自分の健康を管理すること。

<た行>

DV（ドメスティックバイオレンス）

配偶者やパートナー等の親密な関係にある者、またはあった者から振るわれる暴力。
略称DV（ディーブイ）。また、交際中の相手から振るわれる暴力を「デートDV」という。

地域福祉相談支援体制構築モデル事業

我が事・丸ごと地域づくり推進モデル事業（用語解説の「わ行」参照。）の1つであり、相談機関や他分野間との連携・調整を図り、適切な支援が受けられるようコーディネートする「福祉まるごと相談員」を配置し、複合的な課題や制度の狭間の問題を横断的・包括的に把握・整理し、適切な支援を受けられる体制を構築する取組を行う。本市では平成28年9月より実施している。

<な行>

ニーズ

必要。要求。需要。

<は行>

ハラスメント

嫌がらせ。いじめ。苦しめること、悩ませること、迷惑の意味。

パワハラ

パワーハラスメント。職場内の人間関係において発生するいじめや嫌がらせ。

ひきこもり

仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6ヶ月以上続けて自宅にひきこもっている状態を「ひきこもり」と定義している。「ひきこもり」は単一の疾患や障がいの概念ではなく、様々な要因が背景になって生まれる。

PDCA

Plan（計画を立てる）、Do（実行する）、Check（評価する）、Action（改善する）の頭文字を並べた言葉。事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。

<ま行>

マタニティブルー

出産後の母親に起こる様々なうつ症状や不安神経症状の総称。

面前DV

子どもの前で親が配偶者に対し、暴力を振るうこと。児童への心理的虐待として認知されている。

メンタルヘルス（こころの健康づくり）対策

こころの健康や病気の対策。ストレスチェックなど。

<ら行>

ライフステージ

人間の一生において節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て等）によって区別される生活環境の段階をいう。

ラインによるケア

管理監督者が実施主体となり、職場環境等の把握と改善、労働者からの相談対応等を行っていく、職場のメンタルヘルス対策の一つである。

<わ行>

我が事・丸ごと地域づくり推進モデル事業

（１）地域力強化事業（平成２９年１０月実施）

集会所等を活用し、地域住民等が相互に交流を図ることができる活動拠点を設置。活動拠点において、地域住民等が地域生活課題を自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることができる体制を構築する取組を行う。

（２）地域福祉相談支援体制構築モデル事業（平２８年９月実施）

相談機関や他分野間との連携・調整を図り、適切な支援が受けられるようコーディネートする「福祉まるごと相談員」を配置し、複合的な課題や制度の狭間の問題を横断的・包括的に把握・整理し、適切な支援を受けられる体制を構築する取組を行う。

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。

ワンストップサービス

「一度で用が足りるサービス」の意味。



いのち支える山形市自殺対策計画

2019（平成31）年 4月発行

発行 山形市

編集 山形市 健康医療部健康増進課 精神保健・感染症対策室
〒990-8580 山形市城南町1丁目1番1号

電話 023-616-7275